

平成 29 年 6 月 13 日（火曜日）

第 2 回松島町議会定例会会議録

（第 3 日目）

平成29年第2回松島町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（13名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	（欠番）
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	亀井純君
財務課長	千葉繁雄君
企画調整課長	小松良一君
町民福祉課長	太田雄君
健康長寿課長	児玉藤子君
産業観光課長	安土哲君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	鷹平義弘君
水道事業所長	佐藤進君
危機管理監	赤間隆之君
企画調整課専門官	佐々木敏正君
総務課総務管理班長	櫻井和也君
教育長	内海俊行君
教育次長	本間澄江君

教 育 課 長

三 浦 敏 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行

主

査 菊 地 磯 子

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 9 年 6 月 1 3 日 (火曜日) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

〳 第 2 議員提案第 4 号 日本政府に核兵器禁止条約のため行動を求める意見書について
(提案説明)

〳 第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（片山正弘君） おはようございます。

平成29年第2回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。松島町高城、XXXXXXXXXXさんほか1名
でございます。

本日の会議日程等は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名議員を指名いたします。

本日の会議録署名議員は、2番赤間幸夫議員、3番櫻井 靖議員を指名いたします。

日程第2 議員提案第4号 日本政府に核兵器禁止条約のため行動を求める意見書に
ついて（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第2、議員提案第4号日本政府に核兵器禁止条約のため行動を求め
る意見書について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） それでは、議員提案第4号日本政府に核兵器禁止条約のため行動を求め
る意見書について、提案理由を申し上げます。

ことは原爆が投下されてから72年目になるということでございます。被爆者の「核兵器に
よる被害は私たちを最後に」との願いが世界を動かし、3月27日から31日までの5日間、核
兵器を禁止する法的拘束力を持つ条約を交渉する第1回国連会議が開かれました。6月15日
から7月7日の第2回交渉会議では、核兵器禁止条約の草案が配布され、意見を集約し、予
定では最終日の7月7日に禁止条約が採択されるという歴史的局面を迎えております。とり
わけ、唯一の被爆国として日本政府の対応が重要であり、力の政策や核抑止力に依拠した声
明や行動ではなく、核兵器の全面禁止への具体的プロセスに踏み切るよう、核保有国へ求め
るべきであります。

よって、政府においては、被爆者の生きている間に核兵器の全面廃絶をとの希望を実現する
ためにも、国連の核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、核兵器禁止条約に力を尽くすよう求
めるものであります。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他2名に意見書を提出するものであります。
以上です。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第3 一般質問

○議長（片山正弘君） 日程第3、一般質問に入ります

通告の順に従いまして質問を受けます。

質問者は登壇の上、質問を願います。3番櫻井 靖議員。

〔3番 櫻井 靖君 登壇〕

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖です。

それでは、一般質問のほうを始めさせていただきたいと思います。

まず初めに、通学路は安全かについて質問させていただきます。

4月になり、小学校では新入生が元気に入學してまいりました。大きなランドセルを背負って歩く姿は大変ほほ笑ましいものであります。しかし、テレビや新聞で通学途中を狙った事件、事故が報道されているのを聞くたびに、胸が大変痛くなります。先日も、安心・安全メールで不審者情報があり、心配になっております。また、時として子供は大人では思いつかない行動をすることがあります。きっと通学途中で目に映るものは、子供たちにとっては大変興味をそそるものに映るものなのでしょう。

子供たちの安全を守るために学校ができること、町ができること、保護者ができること、地域の人たちが協力してできることなど、それぞれができることがあると思います。そこで質問です。

通学路はどのように決めているのかであります。

時代によって通学路が変化しているように見受けられます。高城地区の例をとりますと、ある時代では旧国道をずっと歩いておったように思いますし、ある時期では高城川沿いを歩いたりしています。また、時代によっては、その両方、混在して通学しているというふうな時期も見受けられました。新しい道路ができたり、工事状況などによって変化することもあると思いますが、より安全な道を通学路としていただきたいと思います。願っております。

通学路はどのように決められているのかお聞きしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 櫻井議員の通学路等は安全かということに対しての答弁に入っていきます。

いと思います。

松島町内における不審者情報等は、近隣に比べ多くはありませんが、それでも5月で3件あったことから、防犯指導隊や地域学校安全指導員に巡回をお願いし、犯罪の抑止に努めております。

また、交通安全につきましては、警察や交通安全指導員等の協力と指導をいただき、学校それぞれの特性に合わせた交通安全教室を開催し、児童の交通事故防止に取り組んでおります。

詳細等につきましては、教育委員会より答弁させます。

○議長（片山正弘君） 本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君） 学校の指定通学路につきましては、松島町立学校の通学路に関する要綱に基づきまして、校長が保護者を初め関係者と協議し、必要に応じて警察のご意見をいただき、児童生徒が安全を第一に登校できる道路を指定しております。さらに、学校側では、児童生徒の詳細な通学路を把握するため、毎年4月、家庭環境調査票において保護者から報告いただくとともに、安全上問題がある場合は、通学路変更について保護者と協議しております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 通学路というのは、ある程度皆さんがわかっていたほうがいいのかなと思っているんですけども、こういうふうな通学路指定という形で、大きなところ、多分なると思うんですけども、そういう指定されたときに、防犯指導隊とか交通安全指導隊とか、その他子供たちの安全を見守ってくれている団体とかにはちゃんとお知らせはしているんでしょうか、そこら辺はどういうふうになっていますか。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） 例えば、その都度櫻井議員さんがおっしゃったように、高城川の裏から表に通学路が変わったり、それから、いろいろな時代の変化によって変わったりしておりますけれども、また、きのうのお話でも磯崎の踏切が使えなくなるというようなことも考えられると。その都度子供たちを見守ってくれている方々に連絡している、あるいは連絡する予定であります。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私、長い間交通安全指導隊をしているんですけども、そういうふうな情報というのが全く入ってきたことがないんですね、実際として。学校のほうは、役場のほうに連絡はされているのかもしれませんが、役場のほうで指導隊のほうにこういうふ

うに通学路が変わったというふうな情報というのがなかなか入ってこないというのが現状でございます。そこら辺の連絡をやっぱり徹底していただきたいなど、そういうことによって、「ああ、何でことし、今回、随分川のほうになったな」とか、「こっちのほうになったな」とかというなのによって、やっぱりちょっと見る目というふうなのがだいぶ変わってきますので、そういうふうなのをきちんと皆さんにわかってもらったほうが、住民の人たちも見る目というのが変わってくると思いますので、情報の共有というふうなのをぜひともやっていただきたいと思いますが、そこら辺、もしよければコメントお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） もちろん、情報の共有をこれから努めてまいりたいと思います。抜けているところであれば大変申しわけないし、子供の安全を第一に考えるのであれば、大変不徹底だったと認識しておりますので、これから小まめに情報を提供してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひともそのようにお願いいたします。

それで、急に通学路が変わったということもあると思うんです。そういうときも、ぜひとも通学路が変わったということを教えていただければと思います。

あと、災害ということでもあるんですけども、例えば倒木があつたりですとか、朝ちょっと川の増水が少なくなつて、急にちょっと危ないのではないのかなというふうになった場合、子供たちの朝通学するときに、危険な情報というのは、そういうのは流しているんでしょうかね。そこら辺はどういう形になっているのでしょうか。その通学路、ちょっとここら辺は通らないほうがいいですよという情報を、対象になる子供たちに朝事前に教えたりということはあるんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） もし、そのような情報があれば、各学校のnopaメールというメールを持っていますので、緊急に発信することができます。それで、この前の津波もありましたよね、80センチになって、津波警報に変わったということがありますので、そういうときにはメールで発信しまして、メールを受け取ることができない人には各学校でお電話を差し上げているところがございます。その点は、もし学校に情報が入れば、直ちに行動するように周知徹底しているところがございます。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひともそういうことできちんと伝えていくことをお願いしたいと思います。

それでは、次の部分に移らせていただきたいと思います。

主な通学路なんですけれども、そこで陥没などの道路の不具合、手すりやガードレールの破損などの点検はどのように行っているかということでございます。実情、どういうふうになっているのか、お伝え願えればと思います。よろしくお願いたします。

○議長（片山正弘君） 本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君） 通学路の陥没など、道路の不具合、手すりやガードレールの破損点検につきましては、教育委員会といたしましては、学校行事や家庭訪問、あとは集団下校時、教職員が通学路を通る際に随時行っております。また、PTAの協力によりまして、学区内危険箇所点検を行っていただいております。修繕の必要がある場合には、学校から教育委員会に連絡をもらうことにしておりまして、連絡を受けた教育委員会では、道路管理者等に報告し、修繕補修を対応していただくようお願いしているところでございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） そうすると、随時というふうな形であって、まとめて小学生が入学する前に一度一斉点検するとかということは特別には行ってないということによろしいんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） まとめてというよりは、年間を通して、先ほどもお話したように、家庭訪問の機会とか、あるいは外に出かけて校外指導、夏休みとかあります。それから、業者から、例えば高城川の脇を工事しているからということで、学校に問い合わせがあったり、そういうようなことの積み重ねでやっております。3月にまとめてとこだったら、安全が担保されませんので、随時ということでご理解いただきたいと思います。

そして、各学校によって、また安全の度合いというんですかね、そういう言い方もちょっとあれなんですけれども、第一小学校では結構広いところ、第二小学校ではバスで通学する部分とか、そういうのございますので、アンテナ高くして情報をもらって、そしてすぐ対応できるようなことをしておるところでございます。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私、この間指導隊のほうで安全教室ですか、そういうのに参加させていただいて、小学生と一緒に歩かせていただきまして、そのときすごく感じたのは、やはり小

学生がすごく小さいということですね。だから、大人のサイズで幾ら見ても、ちょっとわからない部分がすごく見落としの部分というのはあるのかなと。本当に足のサイズとか小さくて、やっぱり視線の高さが低くてという部分が、全然普通の大人の感覚とは違うので、大人が見てもわからないというのが確かにあるのかなというのをすごく痛感いたしましたので、できればそういう部分をぜひ見ていただきたいなと思っております。

それで、ちょっと歩いただけでも危険箇所、ちょっと陥没状況が大人ではわからないけれども、これでは子供一緒に歩いていたら引っかかるなという部分も確かにございましたし、あと、ふだんはわからないような、手すりやがやっぱり破損していたと。歩道橋の登り口なんですけど、手すりが抜ける状態であったという部分もありますので、それはちょっと交通指導隊のほうの隊長が修理したんですけれども、そういうふうな状況がありまして、やはりちょっとそういうのがわかってしまうと、子供たちには格好の遊び道具になってしまったり、そういうことがありますので、ぜひともそういうことに注意して、子供の視線ということでぜひ注意をしていただきたいなと思っております。

大人が幾ら見てもふだんどおりに通っている道が、やはり子供のサイズになりますと変わってきますので、できれば子供と一緒に歩いていただいて、そういうのを発見する機会というのをぜひともつくっていただきたいんですけれども、そこいら辺はどうでしょうかね。よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） 子供目線で道路の陥没、あるいは手すりのゆがみ、そういうのを改めて確認していきたいと思っております。ちょうど6月に校長会がありますので、改めてそこで指示を出したいと思っております。

また、一方では、幼稚園の保護者から「ここへっこんでますよ」とか、「ここゆがんでますよ」と、ちょうど幼稚園のお子さんを連れてくるところ、道路を見ながら情報も入ってきますので、幼稚園のほうからも情報を収集するように、ちょうど町立の幼稚園でございますので、どちらからもとれるように改めて私のほうから園長、校長に指示したいと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひともそのようにお願いいたします。やはり、子供と一緒に歩いているとわかることというのが確かにあると思っておりますので、そこら辺、そういう情報収集というのをお願いできればと思います。

あと、これはちょっとお願いなんですけれども、役場関係の施設というのがいろいろなところにあると思うんです。文化観光交流館とか、そういうところという部分、その周辺というのはやっぱりよく見ていただきたいなと思っております。やっぱり町管理しているものですから、そういうふうなのを、なるだけそういうところは重点に見ていただきたい。そして、できれば通学前に、雪が降れば雪かきをしてもらうとか、町関係の施設に対しては、余り放っておかずに、そういうことも協力して、ぜひとも子供たちが歩きやすい環境というのも整備していただければ、なおさらありがたいのかなと思いますので、そこら辺、できましたらお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次行きます。それでは、次は子ども110番ということでございます。きょう資料をいただきまして、どうもありがとうございます。

子ども110番の役割をどういうふうに考えているか。また、子供たちにどのように教えているかということでございます。

子ども110番の役割というのは、重要であると思っております。商店の方々にご協力をいただいているようですが、通学路ときちんとマッチしているのか。以前は、世代交代がされているお宅とかがあって、その役割を果たせなくなっているところも確かにあると思っております。その後の見直しとかというふうなのは随時行われているかどうか、そこら辺のほうをお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君） 子ども110番の家の役割につきましては、子供たちが声かけ、痴漢、つきまといなどを行う不審者から被害を受けたときや、危険を感じたときに助けを求めて逃げ込むための場所となっております。また、プレートを設置していることで、犯罪を未然に防ぐ抑止力になるとも考えております。さらに、警察、地域、行政との連携、対応が迅速に図られ、日ごろから子供たちを見守る協力体制がとられるものと考えており、本町の子供たちの登下校に際する安心・安全を担う重要な役割と認識しております。

また、どのように教えているかにつきましては、各学校より下校指導時等に子供たちに場所を周知しております。なお、子ども110番を依頼した先には、きょう配付しましたマニュアルのほうをお渡しいたしまして、緊急事態が発生したときの対応をお願いしているところでございます。

それから、平成26年度、27年度にかけて、子ども110番の家の整備をいたしました。大分世代交代、議員のおっしゃるように世代交代とか、空き家になったおうちとかも見られてきて

いるということでございましたので、平成29年度、今年度におきまして、青少年健全育成松島町民会議、それから、松島PTA連合会と協力して更新作業を行う予定としております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 大体どのくらいの110番の家というのがあるということになってますか。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） 先ほど教育次長がお話したように、平成26年、27年度、一旦整理をしまして、今改めて110番の軒数をお話させていただきますと、合計で236軒、そして松島第一小学校エリアが102軒、それから、松島第二小学校エリアが106軒、それから、松五小エリアが28軒という数で、合計236軒設置しているところでございます。

ただ、世代交代というものも激しくなっておりますので、随時見直ししながら新しいものに書きかえていきたいと思っております。

ちょっと持ってきたんですが、こんな形の110番でございます。色が黄色なもんですので、なお色が抜けるということがありますので、随時情報をもらいながら書きかえていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私もちょうといろいろ歩いて、110番の110番が消えている看板とかというのをたまに目にしたりしますので、ぜひともそういうのを書きかえとかというのをお願いしたいと思いますし、せっかくこういう資料というのがあるので、そういうやつは、これは毎年とか何か配られているんですかね。そういうふうな部分で、ある程度そのうちに訪問して、状況というのをぜひともちょっと顔を見て、どうですかという部分を聞き取りされるのもいいのかなと思います。ちょっと236軒と軒数も多いと思いますけれども、そこら辺ちょっと手分けして、ちゃんとそういうふうな部分、どうですかというのをお声がけも大切なのかなと思うので、ぜひともそこら辺もやっていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君） ご協力いただいている方のところには、こういったラミネート加工したものでお願いしておりました。議員のおっしゃるとおり、状況把握につきましては行っていない状況でありますので、健全育成の青年会議のほうとか、PTAの方々ともご協力いただきながら、一緒に回って確認とか、また今年度は新しい方とかにもお願いするようにな

りますので、協力しながら進めていきたいと思いを。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひともマニュアルというふうなのがあるので、そういうのを活用していただければ、でもこれ、ラミネートしてあると書き込みできないんじゃないですかね、どうなんですかね。そういうふうな部分という姿があると思うんですけども。

それから、そういうふうな件数、今までそういう被害があつて、駆け込みがあつたという事例というのはどうなんですかね、あるんですかね。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） これ、書き込むというよりは、もし110番に子供が駆け込んだときに、聞き取りをしていただいて、何があつたのかと。不審者なのか、それとも、いつ、何時ごろとか、それから、どこでと。例えば車も書いてありますので、どんな車とかというのを聞き取りして、しかるべき警察なり学校なりに通報していただくという形になっております。ですから、ラミネート加工であちこち行かないように、きちんとしたものでお配りしているところがございます。

110番からの件数というのは、今のところ、私が教育長になってからは1件もございませんが、前のほうはちょっとよく把握していないのが現状でございます。どうぞご理解いただければと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私も余りそういうふうなのは聞いたことがないので、多分そういうふうなのは余りなかったのかなということだと思んですけども、そのほかに、私、110番の家のあり方というのをもう少し範囲を広げてもいいのではないかなと思っているんです。ただ、こういうふうな不審者とか何かというだけではなく、子供が何か困ったときに、通学途中で困ったときに随時立ち寄れる場所という部分の拡大解釈があつてもいいのかなと思っております。この間、ちょっと事例はあるんですけども、ある子供が下校途中に転んだらしくて、道にうずくまっていたそうなんです。それで、友達何人かが心配そうにそののところにいたらしいんですが、どうすることもできなかつた。それで、近所の人が、うずくまっているところの近所の人が声をかけて、うちに連れて行ったという事例があつたんですけども、そういうときでも子供たちがそういうふうなけがをしたとか何かというふうなときに、こういうふうな部分の子ども110番の家を何かあつたらそののところに相談に行きなさいということがあれば、子供たちとしても安心できるのではないかな。できればそういうふうな部分

でその子ども110番の家の方にも協力をしてもらえれば、なおさら安全な部分というか、子供たちが不安にならない部分というふうなのが生まれるのではないかなと。そのときにたまたま通りかかったからよかったものの、じゃなければ子供たち、あと10分、20分そのままできていたというのだと大変だったのかなと。子供たち、その子はたしか、何か腕を骨折していたらしいんですね。そういうふうな状況の中で、人が通らない状況であれば、もっともちょっと家族の人心配していたのかなと思いますので、そこら辺の拡大して、そういうふうなことができる状況というのはできないものでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） 子供の安全を確保するという事は、制約を設けないということだと思いますので、私も青少年健全育成松島町民会議の方々、それから、松島町PTA連合会の方々にもお話して、できるだけ拡大していただくよう、おなかが痛いときには駆け込むとか、けがしたときには駆け込むというようなことで、対応していただくように、私のほうからもお願いしたいと思います。

また、先ほど、6月にも校長会があるということをお話しましたので、そのときにも子ども110番の家のあり方について、もうちょっと進んでお話しさせていただきたいと思います。

ただ、松島第一小学校とかがもし何かあったときに、そういう場合には110番探すよりは近くの民家に駆け込んだ方が早いという場合もございますので、そこら辺もお含みいただいて、例えば不審者、一刻を争うという場合には、110番探している場合でもないと思いますので、そういう何というか、理解できる子供たちであれば、そういう対応をさせていただきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひとも、子供たちのほうにもそういうふうな緊急事態が発生したときにはこうするんだよというふうなことを、ぜひとも言っていただいて、願えればと思います。

また、110番の家でちょっと入りづらい家というふうなものもたまにあつたりするので、なるだけちょっとそこら辺も、ちょっと家のつくりとか何かというふうなものも考慮しながら、ちょっとしていただければなおさら子供たちにとっては親切なかなと思いますので、そこら辺もよろしく願いいたします。

続きまして、交通安全教室のあり方ですね、小学校によっては開催方法というのがまちまちで、いろいろな学校の意見などを聞いて、よりよい安全教室にしていくべきだと思うんですけども、そこら辺の部分というのはどういうふうになっているんでしょうかね。毎年同じ

ようなことをやっているだけで、何かそれでいいのかなという部分があるのですが、そこら辺の部分というのはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君） 議員も交通安全のほうでご協力いただいているということで、大変ありがとうございます。町内の各小学校における安全教室につきましては、各学校の地域性、それから、児童数に合わせた交通安全教室を開催していると認識しております。小学校間における詳細内容は異なりましても、警察や松島町交通安全指導員、それから、地域学校安全指導員、スクールガードリーダーになりますが、この方々のご指導、ご協力のもと、安全な歩行方法を主に学ばせております。各学校の連携につきましても、これまでも校長会、教頭会、情報共有を行っておるところでございますが、児童生徒のかけがえのない生命を交通事故から守るため、各学校の実施の成果と課題を共有するなどして、さらにより安全教室に心がけていきたいと考えております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私、春のあわただしい時期で、なかなか難しいのかなというふうなのは思うんですけども、ことし特に、何か打ち合わせが余りちょっと交通指導隊のほうとできていない部分というのがあったのかどうか、ちょっとルートが打ち合わせと違ったりとか、そういうふうな部分もありまして、ちょっと何のために交通安全教室やっているんだろうというところが交通指導隊の中でちょっと出てきたものですから、そういうのをきちんと先生たちも理解していただいて、町のほうも理解していただいてやっていかないとだめなのかなと。ただ、そういうふうなプログラムがあるからするというふうなのでは、子供たちの安全確保にはつながっていかないと。それで、本当に一生懸命やっている学校、それから、ちょっと人数も多いので仕方がないと思われる学校というのもありますけれども、ぜひとも時間をかけても子供たちに有効な安全教室であってほしいなど。

また、春の時期じゃなくても、1年生に関しては、ちょっとそこら辺は通学路ですので、一回りしたほうが良いとは思いますが、それ以外に、別に春じゃなくても、落ちついた時期でも、きちんと秋の交通安全週間もありますので、そういう時期に行ってもいいのかなと。少し学校のほうでもう少しあり方というのを話し合っていて、子供たちのためになる安全教室、また、危険箇所というふうなものも子供たちにちゃんと十分お話して、そういうふうなことが子供たちのためになる安全教室をしていただければと思うんですけど、そこら辺、考え方を示し願えればと思います。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） まず、十分な共通理解のままなされなかったというご指摘だと思います。大変申しわけないと思っております。今後はそういうことがないように、子供たちの安全に支援していただく方々と連絡を密にしながら、まず対応していきたいと考えております。

それから、ややマンネリ化ではないかというようなお話もいただきましたが、どうしても外せないものがあります。例えば1年生だとお帰り、最初の1週間は帰るところまで先生方と一緒にいくというこの交通のやり方は外せないところだし、二小、五小は自転車の乗り方も、これも外せない。ですから、外せないんですが、できるだけそれをするにしても知恵を出して工夫しながら、去年と違う新しいやり方とか、また変わった方法とかということで、手を変え品を変えやるように、各小中学校の先生方にもお話したいと思います。

また、第一小学校になってしまうんですが、ビデオを見たり、ビデオの危険って出てくるところ、ビデオですと大丈夫ですので、そういうところのリアルさを追求する交通安全指導というのやっておりますので、きょうあったご意見を受けとめて、各小中学校の校長等にお話したいと思います。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） そういうふうな安全教室のあり方というのは、ちょっと各学校間で情報を交換したりとかってというのはしていないんでしょうかね。そういう部分って、独自にやられているということだとは思いますが、こういうふうなやり方をうちではやっているよとかっていうのを他校の方から教えてもらうとか、そういう情報の交換というのはふだんはやっていないんでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） ふだんから情報の交換といいますと、正直やっておりませんが、例えば第一小学校でビデオを見るというようなことは、いろんな各学校の情報から、こういうのおもしろいよとか、こういうのやると子供たち非常に車に対して気をつけますよというようなことが入ってきますので、町内でやるのも大切なんですけども、外部からの情報も入れながら、櫻井議員さんがご指摘のように、マンネリ化しない、そして安全が高まるような交通安全教室を実施していきたいなと思っております。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 子供たちは本当に町の宝でございます。教育長が校長先生時代によく換

挨拶が大切だよって言うことを言うておられまして、我々大人としても、子供たちにそういうふうに通道で会ったら挨拶をする、顔見知りであれば少し安心してこの110番の家ですとかそういうふうなのに駆け込めるといふふうな部分もあると思いますので、ぜひともまた教育長になられてからもそういうことをほかの学校にも言うていただいて、挨拶は大切ですよとか、コミュニケーションのとり方というのをぜひとも広めていっていただければと思います。そこら辺、きちんとやっただけければ、なおさらいいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

この質問に関しましてはこれで終わらせていただきます。

次に、健康長寿の町を持続するための工夫はというふうなことで質問をさせていただきたいと思っております。

松島町は健康な高齢者が多い町です。健康長寿の町であることは大変誇れることだと感じております。そして、できることなら健康長寿の町を持続を願いたいと思っております。全国的に働き盛りの突然死が社会問題になっています。また、健康診断を受けなくて体調が悪くなってから病院に行ったときには手おくれということも少なからずあります。

受診率向上対策をもっと積極的に行うことはできないか。特に、ほとんど健康診断を受けたことのない町民に対しての受診を促す方策はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 本町におきまして、健診の受診率向上というお話でございましたが、各保険者ごとに特定健診や健診の受診率、今成績制度になっております。本町におきましては、国民健康保険の方を対象に特定健診とかの指導も行っておりますが、受診率向上というのが長年の課題でございまして、健診が近づくと広報とかいろんな形で周知をしたり、全戸配付で健診の申込票の中にいろんなチラシを入れたりということで工夫しておりますが、なかなか伸びていないのが現状でございます。

それで、特に病院に行かれて、健診に来ないという方もおりまして、そういった方に対しての把握ということも28年度からちょっと力を入れておりまして、特に町内の医療機関にはご協力をいただくことができまして、町内の医療機関に受診している方で、特定健診の項目全て網羅している方についての情報提供を健康長寿課にいただくようにしておりまして、そういった方に対しての指導とか、いろんな周知の機会をふやすということで、新たな試みを始めているところでございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） これちょっと、私の資料が正しいのかどうなのかわからないんですけども、いただいた資料、またホームページから見る資料によりますと、町の特定健診、平成27年度は47.0%、平成26年度は47.7%、ちょっと下がっているということでございますね。それから、県から出されている資料では、宮城県が56.6%という形で、すごく高い状態でありまして、全国平均にしても48.6%というふうな形で、それを見るとすごく松島低いのかなということがありますので、これ素直にこの数字でよろしいんでしょうか、どうなんでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 今、平成28年度の保健事業概要というまとめ作業をしております、うちの健康長寿課のほうでの資料で申し上げますと、特定健診の受診状況は、平成27年度が49.1%、平成26年度が48.9%ということでまとめておりますので、若干、ちょっと数字異なるようですが、ほぼ同じぐらいの数字。確かに議員がおっしゃるとおり、県の目標が60%になっておりまして、本町もそのようにしておりますので、それに比べると何か毎年幾ら頑張ってもその50%前後をなかなか超えられない。それで、昨年度医療機関に一軒一軒お願いに歩きまして、快くご承諾いただきまして、住民健診に来ないで病院にかかっているような方、病院で健診受けて住民健診に来ない方も結構おりますので、そういった方に情報提供事業ということ平成28年度実施して、それを加えた数字でようやく55.0%に上がったところでございます。

まだまだ目標値まで低いですし、町内の医療機関にはご協力いただけたんですが、なかなか県内いろんなところに行かれていると思うので、そこまでは上げられないので、ただ、1年間新しい試みで5%ふえたということを我々も励みにしまして、一層いろんな工夫ちょっとしていきたいなと思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 県の調査の仕方というのは、それも含めた部分なんじゃないかな。ちょっとそこら辺も含めた、同じような指標じゃないと、なかなか区別できないのかなと思っていてんですけども、そこら辺はちょっとどうなっているんでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 医療機関から情報提供いただくというのも、県のほうのこの事業の中に含まれておりますので、ただ全ての自治体で必ずしもやってはいないということで、

あと宮城県のほうの数字は、国保と社保が加わった数字ということで、若干本町で特定健診、国保だけの数字と違うのかなと。医療機関から情報をもらうというのは、実は2市3町の中で多分うちの町が初めてなんだと思うんです。医療機関にご協力もらうという作業がなかなか進まない。本町におきましては町内の4医療機関から快くご協力いただきまして、特定健診と同じ項目を受けた方についてだけ、情報提供いただいておりますので、それは数字的には含めていい内容になっておりますので、若干の違いは、その社保の数字が県のほうで入っているということが違うかと思えます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） そういうことなんでしょうが、近隣の町とか何かというふうに比較した部分で、極端に松島が低いというわけではないんですかね。そこら辺の部分というのはちょっと私調べかねていたものですから、どうなんでしょうか。七ヶ浜、利府とかという部分に比較する部分では、それほどないという形なんでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） ちょっと近隣との比較というのを私のほうでもちょっと把握しておりませんでしたので、今後その辺も情報収集してまいりたいと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 県の数字が余りにも高かったのも、これは余りにもちょっと問題なんじゃないかなと、松島どうなっているんだろうなというので疑問がすごく湧いたものですから、こういうふうに質問させていただいております。いいところというのは、多分突出しているところがもしかしたらないのか、あるのかもしれないので、そこら辺もう少し検討なされたらなおさらいいのかなと思います。

ある、菅野議員さんでしたかね、昔、体験談をぜひ広報とか何かに載せて、皆さんに周知した方がいいんじゃないのかと、もう少しこういうふうにしたら健診が上がるんじゃないかというふうなこともご提案されております。そういうふうな部分で、ぜひともやれることをもっとやっていただいて、願いたいなど。それで、やっぱり私の周りでも60代ですとか、70代初めで亡くなっている方が結構いるんですね。そういうふうな部分の方が健診を受けていなかったということを聞くたびに、ぜひとも健診受けてたらなと思うところがありますので、ぜひともそういうふうな向上に努められたいなと思っております。

また、厄年とか、そういうふうなちょっと思う時期というのが多分、健康に関心のある時期というのがあると思うんです。そういう時期にダイレクトメールで大丈夫ですか、やってま

すかというのをピンポイントでやるというか、そういうふうなことをすると、なおさら効果が上がるのかなど。やっぱり、ちょっと不安を感じたときに投げると、そうするとその反応というのもよく返ってくるのかなと思いますので、そういった工夫もして、ぜひとも受診率向上に努められたい、願いたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、次に、宮城県のメタボ率というふうなことで、これは全国的に見るとすごく上位になっている。特に40代、50代、私もちょっとそれ気味なんですけれども、ちょっと健康づくりというふうなのに関心があるんですけども、なかなかできない。そういうふうな方々について、ちょっときっかけづくりをしていただきたいなと思ひているんですけども、そこら辺、どういふふうになっているか、お願ひいたします。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 本町のメタボ率ということと、宮城県はどうなのかということなんですが、平成27年度、まだ全国値がちょっと出ておりませんので、平成26年度はちょっと本町は県や全国よりちょっとメタボ率が高かったと。平成27年度に関しましては、松島町が28.6%、宮城県が30.6%ということで、ちょっといろんな健康づくり教室も男性も参加できるようなのを少し最近企画ふやしております、若干県平均よりはメタボ率が下がってきているので、もう少し頑張つてまいりたいと思ひております。

先ほどいろんなご助言いただいて大変ありがたいと思ひておまして、特に、やはりいろんな教室をやつても、男性がなかなか来ないといったことございまして、広報のほう、多分ごらんいただけていたかと思うんですけど、ノルディックウオーキングしている男性の方とか、そういった自分の体験談みたいなのを広報に定期的に同じあたりに載せるようにちょっと試みておりますので、なかなか仕事忙しいなという方も、ちょっと自分の健康を振り返るといった機会に体験団を今後も活用して、広報等に周知していきたくと思ひます。

今、教室やっているんですが、松島健康ウオーキングの会、町民の方ならどなたでも参加できるんですが、それですと男性が33人中12人、ノルディックウオーキング教室に関しましては、申込者21人中男性が10人、ノルディックウオーキングなんかは退職後、こういうの来たかったんだということで、健康づくりにただ歩くだけじゃなくて、ノルディックウオーキングで友達と一緒に森林浴しながらみたい、男性の方の参加が最近ふえておりますので、やっぱりこういった企画を今後とも継続し、また発信して、体験談等を広報等で周知して、きっかけづくりの1つの動機づけにしてまいりたいと思ひます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） チャレンジデーとか、スポーツイベント、また夜間や休日を利用した運動教室というふうなのもできればあればいいのかなと思っています。先ほどのノルディックとかウオーキングというふうな部分の開催が、何か10時からとか、あと、午前10時、平日の10時からとかというふうな部分で、働いている人はなかなか参加できないかなという部分もありますので、もう少しそういうふうな50代、40代の男性が参加できる場というのがあれば、なおさらいいのかなと思っています。

それで、宮城県は歩かない男性がダントツに多い県というふうに言われているようで、全然何か私も歩いていないな、車ばかりで移動しているなというのをすごく痛感しているものですから、確かにそういう部分で歩いていない、歩く機会というふうなの、スポーツの機会をぜひとも40代、50代の男性に与えて、歩かない県というのを汚名を返上できるような形に持って行っていただきたいと思うんですけれども、そういうふうな平日ではなく、夜間、休日を利用した運動教室の開催というのはできないのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 40代、50代の方、特に男性の方は、いざやろうとすれば、多分女性よりも頑張る年代ではないかと思います。女性は甘いものの誘惑に負けやすいんですが、男の方はいざやろうとなると、結構意志が固い。そういったところで今健康ウオーキングの会とかノルディックウオーキングの会に来ている男性の方がむしろ牽引役に今後なったださるのかなと思っています。

スポーツ教室に関して、やはり健康長寿課でするのは、健康づくりのきっかけ、生活習慣の見直し、自分で自分の健康を守る、そういったことを目的にしておりますので、本町におきましては、例えば美遊とかのスポーツ施設ですね、近隣にも負けない、自慢できるような施設がございまして、派遣でいらしている方なんかも夜とか土日にジムに通われている姿が結構おります。働いている方は、やっぱり夜とか土日になりますので、せっかくすばらしい施設が町内にありますので、あとジムの無料の講習とかも定期的に毎週やっているといったお話を聞いておりますので、そういったあたりとあわせて、そういった40、50代の働き盛りの方、夜と土日は、やっぱりその年代の男性のほうが多いと、ジムのほうでも担当者の方おっしゃっておいりましたので、そういったものも活用していただきながら、町全体でいろんな体を動かすとか、自分の健康を振り返る、スポーツ習慣というのに働きかけていけるように、また広報等でもいろんな発信をしていきたいと思っています。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君）　そうですね、もう本当に「やらなくちゃいけないな」と私もつくづく思っているんですけど、なかなかできていないと。やっぱり背中をポンと押してもらえる仕組みをぜひともつくっていただきたいなと思っております。なかなかそこら辺、よろしく願いいたします。

また、チャレンジデーの話なんですけれども、これ、結構いろいろやっています、近隣では七ヶ浜、東松島というのもやっております。それから、にかほ市ですね、そういう部分で関係あるところもやっていますので、こういうふうなチャレンジデーとかというスポーツイベントを松島で開催して、そういうふうな部分というのを健康増進というふうな形で努められないかというのを考えているんですけど、そういうふうなスポーツイベントの企画というのはこれからオリンピックもありますので、考えているのかどうかということはないでしょうか。そこら辺はどうですかね。

○議長（片山正弘君）　本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君）　チャレンジデーにつきましては、年齢、性別を問わず、日常的なスポーツの習慣化を持つという意味で、大変きっかけづくりには有効であると考えております。ただ、毎年5月の最終水曜日に開催され、人口規模が同じ自治体間で12時から午後9時までの間に15分以上継続するというスポーツでございますので、これに取り組むというところまでの計画には至っておりません。松島のスポーツ振興計画の中でも、いろんなスポーツを取り入れる、それから見る、応援するというようなことで考えております。ただ、住民に対してすごく運動のきっかけづくりとなる部分については、いいとは考えておりますので、スポーツ振興センターなどと相談しながら、何かしら取り入れていきたいと考えております。

夜間や休日を利用してのスポーツというところは、やはり健康長寿課長も申し上げているとおり、美遊でかなりいろんな教室を開催しております。それから、日曜日の、今回、第3日曜日の日に、どなたでも参加できるということで、まずはラジオ体操からしてみましようというようなことも考えているようです。まず1つ、そういうところから体を動かす、運動習慣をつけていくというようなところに町民の皆様方参加していただきたいなと考えております。

○議長（片山正弘君）　櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君）　多分広報のところというふうな部分で、なかなか情報が回ってこない部分というのがあるのかなと思います。ぜひともその部分を強化していただいて、やっているというのはすごくわかっている部分もあるんですけども、なかなか回ってこない部分

があると思いますので、そこら辺の広報もしっかりとやっていただければ、もう少し伝わっていくのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、ステッカーや脂肪燃焼ウオーキングシートなど、公共施設に張って、メタボキャンペーンなどを行ってはどうかと思うんですけれども、そこら辺どうでしょうかね。どんぐりにはステッカーが張ってありというふうなのはわかっているんですけれども、できれば福祉施設とかそういうところ関係なく、庁舎ですとか、そういうところにも張っていただいて、ふだんそういうふうな意識のない方にでもわかるような部分というのをしていけば、なおさらいいのかなと思うんですけれども、そこら辺の取り組みはいかがなものでしょうか。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 今回、ご質問をいただきまして、健康長寿課のほうでも改めてもう少し発信をしていく必要があるねということを話し合っております。どんぐりのほうには、玄関のところに張ってあるんですけど、古い庁舎のときに実は張りました。ただ、階段が途中はがれてきたりするので、かえって危ないということもあって、新しい庁舎のほうにはちょっと張れずしております。

県庁のほうでは、県のホームページを見ると、2人に1人が何か肥満。それは県民全体のメタボ率より高いのではないかと、エレベーターというんですか、あれがあるので、余り歩かないのかなと。それで、職員がよく使う階段にこういったものを張ってあります。あと、歩幅にも張ってあるので、今度行ったら私も見ようと思っておりますので、その歩幅を元気に大股で歩くということが健康にもつながるということで、早速ことしの住民健診のときに多数町民の方集まりますので、そういったコーナーを設けたり、意図的に少し余計こういったものを張りまして、目につくように、やはり年中張っていてもなかなか「またか」ってなってしまうので、住民健診とか、その事後指導とかやっている期間中、集中して張りたいなど。あと、役場のほうもちょっと管理のほうとも相談しまして、邪魔にならない、かつ目立つようなところにちょっと住民健診の前後の期間なり、集中してこういったものを張りたいと思います。

これは、県でメタボキャンペーンやったときのもので、まだ実は枚数残ってしまっていて、こんなもったいない話はないと。ご質問のあったとおり、あるものをバンバン活用しようということで、子供たちから上がった標語でとてもいい標語です。これですと、「食べて寝て、肥満のもとだよお父さん」という小学生の作品なんですけど、これお父さんをお母さんって書きかえれば、私もちょっと自分を振り返るところでございまして、こういったものをちょっ

と集中的に、あとスポーツ施設のほうにも目立つところに張っていただいて、タイアップしてちょっとやっていきたいなと思いますので、ご助言ありがとうございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひともそういうふうな部分で広めていただければと思います。

また、スポーツ施設とか何かではなくて、本当にそういう関係ないところのほうがもしかしたら効果があるのかなとも思いますので、そこら辺も各種施設のほうに協力を願えればなおさらいいと思います。

また、この間ちょっとテレビでやっていたんですけども、多賀城で何か元気モリモリ体操というふうなのが何か役場でやっているとかというもの、町民全体盛り上げているというのがありまして、松島もないのかなと思っていたら、「どんぐり松ちゃん好きだチャチャチャ」というふうなのがある、「好きだチャチャ」かな、それがあって、ホームページを見ていたら、子供たちが踊っている動画がありまして、これってもしかしたら、もう少しやればいいんじゃないのかなと、すごく健康にもいいような踊りなように見受けられているので、ぜひともこういうふうな部分も、何かにつけて取り入れて、ただの子供たちが踊っているだけのものではなくて、もう少しこういうふうなのも活用していけば、なおさらいいのかなと思うんですけど、そういうふうな活用というのは考えていらっしゃるんでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） たしか有名な歌手の方にご支援いただいて、その歌と体操を何かつくったということを記憶しております。幼稚園とかいろんなところでそういった、子供たちが喜ぶような体操、曲なので、幼稚園、保育所等で活用していると認識しております。例えばやっぱり年代に合わせて、恥ずかしくてできないという年代もあるので、昔でしたら高齢者の方は北国の春に合わせた健康体操ということで、いまだに口ずさめば皆さん、高齢者の方はその体操ができますし、あとボケない体操というのも健康長寿課のほうでやっております。広く年代を通してやっぱり体操をするには、日本が誇れるラジオ体操、先ほど美遊のほうで無料で月に1回参集している方に声かけて、ラジオ体操というのを試み始めているというのを教育次長のほうからお話ありましたが、やっぱりそういったラジオ体操、うちの保健師も正しいラジオ体操のやり方という研修会に行ってきたして、指導を受けてきました。県とかいろんなところで時間でラジオ体操をするような音楽流したりしている取り組みもございますので、そういった機会をうちのほうもスポーツ振興センターも、お互いに情報交換しながら、発信をしていくというふうにしていきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひともそういうふうなラジオ体操でもいいですので、広めていただければと思います。

でも、この私、結構その「どんぐり松ちゃん」大好きで、そういうふうな部分ではこれ活用できるなというふうなのを思いましたので、そういうふうなものちょっともう一工夫できれば、できるのかなと思います。ただ、その動画、子供たちだけが踊っているので、ちょっとどう正式には踊るのがわからなかったなというのがあるので、それ高校生とか体育協会の人たちにちゃんと踊ってもらえれば、なかなかいい運動になるのかなと思うので、そういう動画もアップしてもらえれば、また活用になるのかなと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

次に、最後になります、男性に対しての工夫ですね、そういうのはどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。女性の方はいろいろサークル活動をされていて、本当に元気になっているのかなと思います。ただ、一方、男性の健康サークルとなってくると、なかなか参加率が難しいのかなと。ほかのところにいろいろなスポーツサークルあるんですけども、やはり女性のほうがメインになってきているのではないのかなと思っております。なるだけ男性が外に出る場というふうなのが多くあれば、なおさら元気になるのかなと思っております。私の住んでいる高城の8区というふうなところは、50年ぐらい前から家が建っていて、大体その世代の方はもう80歳を過ぎているわけなんですけれども、その地域、この間調べていただいたら、女性の平均年齢が圧倒的に高い割には、男性が低い。つまり、男性の方がもう亡くなられている、女性だけになっているというふうなところが多い地域になっていまして、何かそうなってくると、これがだんだん松島全体がそういうふうになってくるのではないのかなと、男性だんだん健康に問題が出てくるのではないのかなというふうな部分で、ちょっと心配になっております。そこら辺の対策について何か特別なことをなさっているのであれば、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 全国的に、やはり女性のほうが長生きということで、確かに議員のおっしゃるとおりかと思えます。ただ、男性の方にやっぱり元気でいていただくことが本町の活性化の1つにつながると思いますので、先ほどご説明したように、男性の方が参加しやすいような、松島ウオークの会とか、ノルディックウオーキング教室等、いろんな仕かけをしております。新たに30分でE－S t y l e（いいスタイル）教室というのを今年度始

めましたが、それは30分、美遊とか継続的に使っていただくきっかけづくりとして、特定健診の要指導者の方、ただ、これは国保以外の方も参加できる教室になっておりまして、申し込みが思った以上に人気で、5人を1時間予約にしていますので、あっという間に2、3週間分埋まったと。それだけ、そのうちただ男性は23人の申込者のうち、今6人なんですね。ただ、女性が3人、男性が2人みたいな中でどうなのかなと思ったら、すごい楽しんで参加されていました。

さらに、それをきっかけにして、それでは多分物足りないと思いますので、美遊のジムとか、いろんな運動の機会を紹介して、そちらとタイアップをしていきたいと思っています。

本町の健康寿命も、男性がやっぱり低い、女性が2016年ですと、宮城県内で女性は2位、男性が7位、ただこれ大分上がってきております。健康寿命もっと低かったんですね、男性のほう。ですから、やはりなるべくぎりぎりまでお元気で過ごしていただくという意味では、ご夫婦でお元気でいただくのが何よりでございますので、男性の健康寿命が延びてきていると、県内の中でも男女とも高い位置にあるように、健康づくり施策、いろいろまだ今後も力を入れていきたいと思っておりますし、さらに、やはりスポーツ関係のほう、スポーツ振興センター等とも連携をしながら、仕掛けづくり考えていきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 男性というのは意外とシャイなところがありますので、女性と一緒にだと参加しづらいなという部分もあるかなと思いますので、もしよければ男性専用の教室というふうなのがあると、もう少し通いやすいのかなと思いますので、そういうふうな工夫もしていただければなおさらいいのかなと思います。

健康は誰しもの願いでございます。これからも松島町が健康な高齢者が多い町であり続けてもらいたいと思っております。さらなる努力をお願いして終わらせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。

再開を11時20分といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（片山正弘君） 再開します。

一般質問を続けます。2番赤間幸夫議員、登壇の上、質問をお願いします。

〔2番 赤間幸夫君 登壇〕

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

これより一般通告書に基づき、順次質問をしまいたいと思います。

まず、冒頭であります。昨日、6月12日は宮城県防災の日でした。宮城県沖地震、1978年、昭和53年の6月12日午後6時10分前後に大地震が発生ということで、記憶を呼び覚ましてみますと、私自身、当時勤めていた職場の4階に自分はおりました。当時22歳でしたけれども、それまで経験のない揺れと恐怖を目の当たりにしたところでした。

目の前に映し出される景色、特に3人手をつないでようよう回るような幹回りのヒマラヤシーダーの大木が縦横に揺れる姿、そして路線バスがちょうど通りすぎたときに、うさぎのごとくはね回っているような状態、さらには、見える景色一面が砂ぼこり等立ち込めていた、そういった状況を思い出します。

これが6年と3カ月過ぎた例の東日本大震災の、当時私が消防本部に勤めた折に見た光景と、津波が押し寄せてくる襲来と重なって、時々はっと目が覚めるというふうな状況、今なお続いております。

当時、昭和53年、そこから不眠不休、災害調査、それから復旧工事積算、給水活動と、おおむね2週間程度は缶詰状態だったように記憶しています。この中に入っておられる職員の皆さんの中でも、そういった経験をされた方もおるのではないかなと思います。

さて、6月の町の広報にも掲載がありましたが、6月は土砂災害防止月間です。国土交通省が土砂災害の防止と被害の軽減を目的に、昭和58年より6月を土砂災害防止月間と定めまして、全国各都市ではさまざまな取り組みが行われてきておりますし、きょうの朝の朝刊などを見ますと、県内市町村でも10日ないし11日にかけて総合防災訓練などが実施されておった様子が記事として掲載されておりました。

毎年、各地で台風や集中豪雨、特に最近ではゲリラ豪雨だったと思いますが、がもたらす土石流や地すべり、崖崩れなどにより、人命、財産に甚大な被害が発生しておりますことは周知の事実であります。また、地震多発地域では、地割れと豪雨とが複合し合って、被害の拡大につながっていると、それは予測されております。

このようなことから、町はこの月間を中心に、各種活動を行っているという、町の広報に掲載があります。コミュニティ活動支援と防災対策の強化をとということで、これより提案や要望を交えながら質問に入っていきます。

最初に、1点目でございますが、町民に対し、土砂災害等の危険喚起、避難誘導を平時と緊急時とでどのようにシミュレーションしておられるのかというところをお尋ねさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず、私のほうからお答えは、答弁しますけれども、平常時や緊急時のシミュレーションにつきましては、平常時は正確な知識の普及に努め、災害時は前兆現象等に基づき速やかな避難誘導を図る等の対応を行っていくこととなります。

なお、吉田川や高城川などの河川対応を含めまして、危機管理監より説明させます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 町民に対します土砂災害等の危険喚起、被害誘導等につきましては、土砂災害の危険性の周知が非常に重要であるということを感じております。平時から土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の周知徹底を図るため、地域の防災訓練などにおきまして、土砂災害時におけます的確な避難行動をとるための正確な知識の普及に努めるとともに、新たな防災マップの作成を進め、全戸に配付する予定となっております。

また、緊急時におきましては、土砂災害警戒情報や消防団、住民から得られました前兆現象に基づきまして、各地区と協力しながら速やかな避難誘導を行ってまいります。

特に、吉田川、高城川流域におきましては、河川反乱の危険が伴いますので、平時におきましては重要水防箇所を国、県、町、消防団、行政区とともに巡回しております。

危険喚起、避難の誘導方法につきましては、情報の共有を図ってまいります。また、昨年作成しました河川反乱時におけますタイムラインにより、やるべきことの明確化を今後図ってまいります。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） ちなみに、一昨年、松島町の長期総合計画策定されて、ことし2年目に入ってきているわけでございますが、今、長総を再度読み返してみたりしますと、これは平成26年次で松島における急傾斜地崩壊危険区域指定が載っておるわけなんですけれども、その現状、そして今後10年後を目指して、何カ所予定されて、またその何カ所予定されているものが県等と協力体制をとって砂防事業等として促進をかけていくのかというところの箇所数の把握などについてはご紹介いただけますか。よろしく申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 土砂災害危険箇所の箇所数につきましては、松島町、こちらが全

体で291カ所ございます。

あと、土砂災害警戒区域、こちらのほうの指定箇所につきましては、警戒区域が82カ所ということになっておりまして、今現在、大体28%の指定率ということになっております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 28%の指定率に対して、いわゆるのり面保護等、あるいは土どめ等を、そういった砂防工事というんですかね、そういったものを施されているものについての箇所数というのは把握されていますか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 今現在、砂防指定というか、砂防の工事やっている箇所につきましては、小石浜、夏井の1、2、あと紫原という形で、4カ所となっているところでございました。

急傾斜地につきましては、ちょっと今資料を持っていませんで、その部分もう一回確認させていただきます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 先ほど申し上げた長期総合計画10カ年の中では、平成26年次で現状、急傾斜地崩壊危険区域指定は80カ所、現状では、10年後の平成37年には276カ所を目途に進めていくと。あわせて砂防事業としての促進箇所については、平成26年次は18カ所、平成37年に当たっては33カ所を整備目標として進めていくというふうなうたわれ方をされています。

砂防工事という前に、急傾斜地危険区域を地元地権者というんですかね、地主さんから町へ相談があったりして、町はそれを受けて県当局と相談を申し上げ進めていくと。そういったときに、その整備条件というんですかね、整備要件、たしか高さで5メートル以上、連担する住家屋が5戸以上というふうな規定用件が今なお変わっていないのかどうか。それは都市によって違うのかどうか、その辺もちょっと確認させてもらっておきたいんですが。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 指定要件につきましては、今でも変わっておりません。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） それで、先ほど、冒頭、危機管理監のほうから答弁いただきましたけれども、平時において正確な情報周知、情報共有、そういったものが一番大事なところであり

ます。ただ、お住まいされている区域において、あるいは土地において、財産の評価上、危険区に指定されると評価が下がって非常にまずいよということで、たしか思い起こすと平成27年でしたか、関東東北豪雨、集中豪雨ですね、にちなんで、その西方のほうであります岡山県、広島県あたりで大災害起こしたケースがあります。あのときになぜ危険区域指定を受けていなかったのかという理由に、最大要因として不動産の、持っている財産の評価が下がるがゆえに、そういったことを手を挙げなかったと。たしか私も政務活動としてというか、第1 常任委員会として中国地方を行政視察も兼ねて事務調査してきたときに、該当した都市があって、そういった話を聞いた覚えがあります。そういったことも踏まえてですが、町は行政区を中心に話し合いの持てる環境づくり、あるいは小グループ単位というんですかね、急傾斜地に隣接する連担する5戸ないし10戸でも構いませんけれども、いわゆる行政区単位の中でいう班体制の中でも結構なんですけれども、そういったところにお住まいの皆さんに対して、いろんなパンフレットも出ていますからですけれども、そうしたパンフレットを活用して、まずは住民に危険認識をいただく。避難経路の確認を、平時に確認をいただくとか、そういったことの作業を展開するという考え方はお持ちではないでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） ちょっと正確な年度は把握していませんけれども、前に議会の色川議員のほうからもそういう質問があったと思いますけど、緊急傾斜地の調査をさせていただきということで、4、5年前なんですけど、もっと前ですかね、町内をやられたことがありました。例えば私の地域は三浦地区ですけれども、いついつ三浦の方々集まってくださいということで、一堂に会して夕方集められて、一方的に手樽のこの辺はこういう危険区域ですよと。それから、当時の支館のあったところは大雨が降るとこうなりますよということを一方的に言われて、だからどうしたんだと、何かやってくれるのかという話は当然出るわけでありませうけれども、いや、我々はその周知をするが上の作業ですというお話を聞いて、ちょっと憤慨したことがあったんですけれども、それでこの議会でも質疑されたことがあったかと思えます。ただ、やっぱりその地域によっては、例えばその指定されたことによって、例えばうちを建てかえするときには、新しくそこに建たなくなってしまう、建設できない。例えば新たにうちを建てるのであれば、今あるところから、山側からもう5メートルか、10メートルか、その高さによって違いますけれども、離れてうちを設けてください。そうすると、土地がなくなっちゃうと、こういう問題。それから、津波被災であった名籠地区等においても同じようなことがあったんですね。ですから、なかなかこれは町で、どここのうちは危ないから

どうのこうのというのはなかなか難しい問題が絡んでくるということなので、これは以前、松島では帰命院の背後地ですかね、あそこで土砂災害があって、一部の方々が今もう一の坊の西のほう、高城川沿いのほうに移った経緯がありますけれども、その辺の国、県の対応を熟知しないと、町単独でどうのこうのというのはなかなか予算的なものも絡んでくると難しいものがあるのかなと。

ただ、やっぱりああいふ岩泉のような大雨、扇状降雨帯というのこのごろ出てきていますので、それに対しての町の敏速な対応というのは、当然周知的なものは出てくるというふうに思っております。以上です。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 今、町長に答弁いただいたわけですがけれども、その土地、財産を持っている地主さんは当然のことなんです、管理責任というのはありますけれどもね。ただ、その管理責任がゆえにその地主さんの経済能力というんですかね、そういったことも相まってなかなか手出しができない。したがって、町当局等に相談をかけると。町当局も単費事業とかそういったことで持ち出して対応は難しい。それで、県、国に相談をかけ、実施の運びにつなげていくというのが実態なんです。先ほど答弁の中にありましたが、しからば、じゃあそこから離れてうちを建てられるかどうかという、公道から自分の屋敷うち、そして背中に例えば崖地をしょっていると、背負っているというふうな状況でいえば、その崖地の高さの3倍は建築基準法39条でしたかに載っているとおり、離さなければいけないというふうな制限がかかるわけですがけれども、それを3倍以上離さないためにはそののり面の保護対策、防護措置をとらなければいけないというふうなルールになっていますから。そういったこともせめて理解をいただくという、地元の方々にですね。その上で、やはり町もその財産の評価という問題もあることでは、人命が第一義なんですよというところをやっぱりきちっとお話は申し上げるべきではないかと、そういった説明を機会を捉えてすべきではないかというところは、この機会に再度申し上げておきたいと思っております。

それから、今度は緊急時、これまた大変な過去のケースというんですかね、ありまして、これもまた緊急時というのは、朝、昼、晩、夜、夜中、いつ起きるかわからないというふうな状況でありますし、特に夜半等、寝る際に襲われるというふうな状況が自然災害には多々起こり得るわけでありまして。

そういったときに、やはり災対本部が設置される、あるいは災対本部設置される前の段階で、町の三役クラス、あるいはその現場担当、所管課というんですかね、例えばこの場合は建設

課、水道事業所担当になるのかな、そういったところの担当課長集められて、現況把握し、町内のパトロール初め、いろんなことを把握しながら、その対応を速やかに判断を下さなければいけない。場合によっては、これは危険回避として町長の英断でもって早目に避難指示までつなげていくと。それがしてなかったがための過去の大変な、悔いを残すというか、事例が多々山積しているわけでございます。そういったときの対応のあり方について町長のふだんからのお気持ちの捉え方として、認識をお持ちでしたらここで答弁いただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 冒頭に宮城沖地震から39年というお話ありましたが、あれ、地震以降、いろんなことで耐震をやらなくてはならないということで、耐震化というのは図られてきたんだろうというふうに思っています。それが一定以上の耐震化が進んできて、今度はこの地震があったときにどういうふうに対応するかということで、例えば松島中学校でも防災のほうの教育をしていただいたと。そういったところに、今度は平成23年にああいいう津波が来たということで、今度は海からのものが来たということで、やはり今度は自主避難、自主防災、それから今度は自主防災組織というのがどんどん高まってきたと思うんですね。

今、12行政区でいろいろな自主防災組織等々とお願ひしております、例えば各地区にはその地域だけの自主防災マップというのをつくっていただいて、どこがどういうふうに危険なのか、例えばちょっとした地図にあらわして、土砂災害がありそうな箇所、それから高齢者がいる方々のところとか、その地域によっては全て統一ということじゃなくて、その地域、その地域でオリジナルでつくっていただいていると。そういったもので地域の方々に知らしめてくれているのかなというふうに思っております。

なお、そういったものがないところについては、今後、危機管理監のほうから自主防災組織というものをやっぱり立ち上げてやるには、やはり、例えば高城町の町内の中であっても、土砂崩れはないかもしれないけど別な災害があるということで、孤立するというところもあるかもしれませんから、そういったものも踏まえてやっていただきたいなと。

それから、今、避難指示警報というのを早目に出すようには、私個人的もしております。何でもかという、高齢化世帯が多くなって、避難勧告等が出てからも、なかなか行動に出るまでに時間を要する方々というのは多分多くなってくると思います。そういった方々も、実は高齢者の方々に登録していただいて、早目に避難誘導するような措置も、健康長寿課ではとっていますけれども、そういったものも今後高めながら、やっぱり住民の安心・安全を守っ

ていきたいというふうに思っております。

なお、指示は、県の町村会なんかでお話を聞きますと、首長の英断だということから、勇気を持って早目に判断しろと。後で何でもなかったんじゃないかと言われても、そのほうが首長としてはいいんだという話も聞いておりましたけれども、そういうことは災害がなければ一番いいわけでありましてけれども、何かあった時には、早目、早目の決断というふうにかうかなというふうには思っております。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 近隣都市、市町村等を見て、見比べても、我が松島町のケースは同様に災害が発生するだろう予測のつく土地柄でもあって、たまたま地形がうまい具合にこれまでは難を逃れてきているというふうなケースでありますからね。過去の経験値的に「いや、大丈夫だったんだ」というのが一番怖い心の持ちようなので、その辺もやはりきちっと、今町長が答弁いただいた中でとりわけ地域自主防災組織における危険箇所等、ふだんからのマップづくりというんですかね、マップにつなげていくような話し合いの場をやっぱり創出していかなければならないということを痛切に答弁いただいた中で感じています。

また、もう1つ大事なこととして、先ほど来から出ておりましたが、松島町は非常に高齢化率の高い町でありますから、そういったときに元気な高齢者だけには、それなりに自主避難、自分の身は自分で守るという行動には走れると思いますが、やはり地域の中には見守り等を含めて、俗に言う要援護者等の方々がおられるわけですからね、そういった方々の台帳についても、つぶさに修正をかけながら、相手方に保健師さんとか回ったときにでもチェックいただくなりして、そういったところもふだんから町サイドとしてはつかんでおくということも必要ではないかと思っておりますので、その辺改めて要援護者台帳等の整理も含めて、これは要望しておきますけれども、配慮いただくようお願いしていきたいなと思っております。

やはり、想定できなかった、今回の震災を教訓に、昭和53年宮城県沖地震とか、あるいはそれを機にして昭和56年に建築基準法の改正があって、昭和56年次にその宮城県沖地震を、震度等を基準に耐震構造を平成元年来、以降、各全国自治体が積極的に取り組んでいる。しかしながらこの前の熊本地震なんかではそれが余り功を奏していなかったというふうな状況もありますからね。やはりあちらから見ればはるか東のほうで起きている災害というふうに捉えておったかもしれませんが、全国至るところでそういったことが起き得るということでもありますし、皆さんの記憶をたどっても、私自身もそうですけれども、北部地震やら、東松島、矢本から南郷町に抜けるあのラインでも相当数の、平成15年ですか、あれもね、起きて

いますしね、そういったことも踏まえれば、直下型の非常に狭いエリアで地震は起こり得るといったことも理解に入れておかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

今答弁いただいた内容で、1点目は、おおよそ答弁いただいていますので、これで終わりにさせていただきますが、なお、1つだけ、国とか、県とか、いわゆる所管する河川管理関係については、常に、先日もお会いしたんですけれども、河川河床の支障物の調査、点検が、聞くところによると2週間程度に一遍、あるいはちょっと大水出たときとか、そういうときには点検して歩いていますと。当然、松島町内における田中川支流、この場合は私、田中川支流でお話させてもらったんですけれども、あるいは吉田川水系等も行ってきますと。町当局からもそういった要請があれば、そういった点検した結果なんかも公表できるような状況にありますから、もしそういったことにお使い、何か対策練るとする場合に使えますよということも担当の方から聞きましたので、そういったことも情報提供ということで差し上げておきたいと思います。

それで、あわせてちょっと、これまた町の建設課さんにお世話になったんですけれども、本年1月の懇話会、2月初めでしたか、宮城県の道路公社さんが管理所管しています三陸自動車道等沿線における行政区域帯で、非常に例年集中豪雨等で流末排水路が痛めつけられていて、大変な思いをしているんだということを立会い調査させてもらったんですね。現地案内させていただきました。先ほど治水工事の関係で言えば、あれは初原宮下19地先というんですかね、砂防用として蛇籠をこう3段に積んでいます。こういったものが砂防工事として必要なんだよというところを手本になればなと思いますから、ああいったところも町の建設課さんも見ていただいたと思いますけれども、ああいった部分もやはり見てみたいという町民の方がおられれば、案内して見せて差し上げてもいいんじゃないかなということもありますので、念頭に置いていただければと思いますし、当然、田中川流域に関して言えば、初原の2区から3区、4区にかけての田中川の河川護岸、ちょうど上流側から見て右岸側、畑等耕作している側ですけれども、つい最近、6月5日か6日なんですけれども、地域の方々はやっぱり畑とか田んぼつくっていますと、あぜ道刈りについて刈ってはいるんですけれども、いかんせんり面の長さが3メートル以上ずつ2段になったりしていますから、そうしますと、やはり大きく工事するためにはそういった県の機関の所管財産ですからね、管理していただくということで、丁寧に刈っていただきました。これも何か機会あったときにお礼も含めて、なお注意、パトロール等強化いただくようお願いしておきたいなということでもありますので、町当局もご認識いただければというふうに思います。

それから、2つ目でございます。

地すべりや崖崩れはふだんからの予兆、急な出水、濁り水とか、あるいはふだん湧いている水に、ピタッととまって、湧水どまりというんですかね、こんこん湧き出ていたのがピタッととまってみたり、過剰に噴出してみたりというふうな状況があるわけなんですけれども、そういった状況を見逃さないことが肝心であるんです。

これは、減災のためにはやはりその地にお住まいの住民の方々からの情報提供が欠かせないと。あわせて、行政区と連携を密にした対応が望まれますが、この件に関してはどのように取り組まれているのかということであります。災害等を含め、常に荒天時というんですかね、荒れた天気の状態だけではないので、嵐の去った後、あるいは地震の後、そしてなかなか目につきづらいんですけれども、泥等なんかの凍上災害等をよく見かけるんですが、冬場、凍結したものが春先になって溶けて、陥没状態にして落下するという等ございますから、そういったものについての取り組みについての考え方についてちょっとお尋ねしておきたいんですが、よろしいですか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 各行政区からのさまざまな情報が、防災訓練等で危機管理監のほうに寄せられておりますので、危機管理監のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 行政区との連携につきましては、宮城県によります区域等の指定の説明会や、防災訓練等の機会を通じまして、行政区長を初め、行政員の方々との情報共有を積極的に行っているところでございます。

今後、新たに土砂災害警戒区域等の指定が進むと思われまますけれども、行政区と情報の共有を図りながら、防災訓練の実施や防災マップの作成などを進めまして、警戒避難体制の構築を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） はい、わかりました。

それでは、次に、3つ目に移ります。

12行政区それぞれ、先ほど来町長から答弁いただいておりますように、地域に応じた防災マップが必要なくらい特色ある地域、それぞれに住環境対策として側溝の清掃や草刈り、河川護岸や傾斜地の雑木等の伐採を行ってきており、町からのさまざまな支援を期待しております。

特に、高齢化とともに作業能力の低下も見られ、危険性もましてきていることから、行政の

役割と町民の役割について話し合いの場が必要であると思いますが、いかがでしょうかということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 地域との話し合いにつきましては、各行政区長さんと常に話し合っているところでありまして、今回も5月に区長会がこの場でありまして、各区長さんのほうからいろいろな各地域の要望等についてお話を賜ったと。それについて各課で答弁させていただいたと。そういったことで情報を共有しているということでありまして。

当然、今議員がお話されているところで、町が本当はやらなければならないんだけど、なかなか行き届かないところについては、行政区ごとでいろいろお願いしているところでありましてけれども、これからもそういったところについては、情報を共有してやっていきたいというふうに思っております。

なお、その詳細等につきましては、建設課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、先ほどの急傾斜地の対策が終わっている箇所ということでしたけれども、答弁漏れございましたが、全部の夕陽が丘1、2等、全部で9カ所の対策が終わっているという形になっております。

続きまして、話し合いについてなんですけれども、地域の側溝清掃、草刈りの道路、河川維持活動が以前から高齢化により年々作業ができなくなっているという話は行政区長及び地域住民の方に伺っております。町では、幹線道路の除草に加え、地域より要望がある局所的な除草を実施しておりますが、全てを実施することは可能ではありませんので、地域での実施につきましてもお願いしたいと思っております。

質問であります行政と町民の役割について話し合いの場が必要ではないかということでありまして、草刈り等につきましては、行政区長会議でもお話をさせていただきまして、町でやれることを説明しながら、ご理解をお願いしております。これまでも、担当課である建設課では、行政区長と話し合いを行いながら、地域にお願いしてまいりましたが、12行政区の要望もいろいろありますので、実施箇所、資機材支給について、行政区ごとに話をさせていただき、町でやれること、あと地域にお願いすることを調整しまして、実施していきたいと考えております。

また、先ほども出ましたけれども、町及び国、県で実施する箇所につきましては、なるべく不都合が出ないように行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） それで、この機会に町が、今答弁の中にもありますけれども、行政の役割、行政側の視点で見ると分については、おおよそそういった姿勢というんですか、捉えなんでしょう。いかんせん町民の側のふだんからの声等を聞かせていただくと、これだけ私たち町民の側では一生懸命努力して、なるべく町の予算を食わないようにというか、財政に影響を与えないように頑張っているのに、なかなかスピード感がないんだよというふうなお話いただきます。

当然、町側も決まった体制、予算の中でやりくりするわけですから、そういったことも大ぴろげ、隠し看板なく、膝を交えて、やはり町長、熊谷副町長さんあたりはそういう機会多分に多いと思います。行政区長会等を通じて、お話しいただくのも結構ですが、区長さんもやはりいろんな区長さんおられますし、事細かに自己担当エリアの区民の皆さんにお話して聞かせるということは難しいんだろうと思いますが、なかなかそういった声が出るということは、単に私情的にというか、感情的に出ているだけではないのではないかと、毎回そのような話が出るというということは、それなりの捉える場面も踏まえて、町民の側の役割として、やはりきちんとお話を差し上げると。年に1度とは言いませんけれども、そういった機会でもってお話を考える考え方、これはこれまで町長にも何度かお尋ねさせていただきましたけれども、やはり出向いて、お話をすると、コミュニティーセンターの集会所を使って、お話し合いの場をとるというスタンスについては、捉える感覚というか、変わっていませんか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） この間の区長会等のお話も聞いていますと、やはり1つは、今までやれてきていることがだんだんやれなくなってきたというわけがどうなんだろうというふうに思っています。自分自身もそうなんですけれども、例えば自分のことを言えば、6月4日、町民ふれあいスポーツの日に、ごみゼロ運動ということで、朝の5時から草刈りをやって、2時間たっぷりやって、その後町民ふれあいスポーツだっていっても、立場上来るけれども、やった側からすれば、もう疲れちゃって、それどころじゃないというのが現状なのかなと。

やはり地域で今まで例えば1時間かかったものが、2時間ぐらいかかっちゃうというような、極端な場合が出てきていると。なおさら高齢化になってきて、出てくる方が少なくなっているというお話も聞いて、負担割合が大変高くなってきているんだというのが大方の意見なのかなと。ただ、その中で、地区名はあえて言いませんけれども、人口密集しているところ

は、私たちのところと違って、年に2回ぐらい朝の奉仕作業で地域の方々が触れ合うことでコミュニケーションがとれるという面では、やはりいいこともあるというお話を聞いています。ですから、その辺の状況なども把握しながら、実は、去年は磯崎の方から言われて、ごみゼロのときに回ったんですよね、私、朝。そうすると、やっぱり回ったほうがいいのかんと思ひながら、来年は自分が草刈りしないで、ごみゼロのときは回って、地域の方々のお話を聞くと、そこで直接いろんな意見も聞くことができることがあるので、そういったことで地域の方々の実情を聞きたいというふうに思っております。

区長さん方は、会うと大体お話ししてくれるのはわかっているんですが、それ以外の方々とも、そういったことで意見聴取していきたい、このように思っております。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 私ども住んでいる初原では、この18日に、行政区単位で草刈りしてきていますからですけれども、そうした中にあっても、ぜひとも同級生の方がおられることもあってでしょうが、町長さんと話したいんだねって、顔を見ていろいろ、こういった状況、情勢を今後長い目を見たときに、町はやっぱりいろんな手法を検討いただく時期に来ているんじゃないのかと、地元依存型だけでは、これは難しいんじゃないかというふうな意見もされていますからね。今町長がみずから行って、経験則的にも去年は磯崎地区に行かれたようですけれども、言うなれば、ごみゼロ運動のそういった機会を捉えて、町内中に行政区、いろんな場面でゴミ拾いやら草刈り等を行ってきていますから、そういった機会にせめて町の三役クラスの方々はそのいったところに出向いて、一言「ご苦労さん」と言いつつ、その実情把握に努めていただくというふうな姿勢も必要でないかなと思いますので、これは要望ですけれども、差し上げておきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 赤間議員、今質疑中でございますが、ここで休憩を挟み、質問事項等につきましては、午後1時からということにさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

（「結構でございます」の声あり）

では、ここで休憩に入ります。

再開は午後1時といたします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

赤間幸夫議員、一般質問を続けてください。

○2番（赤間幸夫君） それでは、午前に引き続き、これより質問をさせていただきます。

最初に、途中で途切れてしまいましたが、12行政区の中におけるそれぞれ特色ある地域、それぞれに住環境対策として側溝清掃や草刈り、河川護岸、傾斜地の雑木等の伐採を行っており、というふうなことに絡みまして、各地域そういった事業に携わる役員の皆様筆頭に、年齢が高齢化しておりますよと。その上で行政の役割、さらには町民の側の役割というところを行政の側ではどう捉えているのかというところについて答弁いただきました。

ちょっと私自身宿題と思ってずっと長年この第2回とか、あるいは第3回とか、定例会のたびごとに過去の質問記録等を見ますと、平成27年の成果だったと思いますけれども、初原地区、志戸内樋田囲いにおける排水路の水害対策をどうするんだということで、町当局は早速に平成27年度の事業を500万円ほど計上され、実施設計含めて委託をかけられたと。その成果を生み出していると思うんですが、あの成果がいつの時点で、成果が出てからですよ、現地において対策が講じられていくのかというところを、まず午後一番の質問に答えていただきたいなと思っております。

なお、この件につきましては、この後、今野議員さんがさらに詳しく質問されるだろうと思いますから、その辺も耳に置きながら、あえてこの部分について先に聞かせてもらうということをお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 平成27年度の排水対策等ということですので、担当課の建設課から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 初原志戸内地区の浸水対策につきましては、平成26年度に基本設計を終えておりまして、志戸内地内の河川上流部に調整池を整備し、流量調整を行う計画で、計画経過が策定しております。事業の実施につきましては、多額の工事費がかかるため、現在、宮城県と相談しているところであります。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 実施設計、まあ基本設計を組んだところ、積算も含めて見た場合に、多額の予算組みが必要となるということで、現在、県と詰めを行っていると。そういったお話、過去にもずっと一貫してきているんですね。それにしても時間がかかり過ぎてはいないかというところなんです。県のどこの担当とどういうふうな流れでやっているのかというところ

ろをあえて聞かせてもらいたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 県につきましては、下水道事業でやりたいという形で思っておりまして、下水道のほうと、課の職員のほうと打ち合わせを行っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 調整区域内における下水道事業という手法でもってあくまで整備するという考え方ということなんですね。そうなんですね。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 調整区域内ですけれども、下水道区域内ということがございまして、下水道課ということで相談している状況でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） もう1つだけ。その調整池機能を持ったものをあの当該箇所に設置をし、その流末配水路、田中川支流までの間というんですかね、その辺はどういうふうに見ておられるんですかね、計画の中では。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 今の計画では、調整池のみの整備となっております。最終的な支流の管理につきましては、直す予定というのはないんですけれども、老朽化とかありますので、その辺も見ながら整備していきたいと思っております。大々的に管の入れかえとか、そういうものは今のところは計画しておりません。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） その積算額が膨大になっておるという理解なんですかね。要は、宮城県のしかるべき担当部署と詰めを行い、まあ、私は勝手な推測だったのかもしれませんが、県道、俗にいう利府街道線ですね、県のその管轄部署であります仙台土木事務所さんからのいろんなお話でもってちょっと延々としているのかなと思ったんですけども、これ町内部の、中での論議ではないんですかね。その辺の、このなかなか難しいよと、手を出せないでいるよというのは、そうではないんですかね。その辺だけちょっとお教えいただけますか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、事業の費用の面からですが、調整池方式が一番安いとなっておりますけれども、直接工事費で9,000万円ぐらいかかるという形になっております。ほかの工法ですと、裏山というか、自衛隊の弾薬庫があるところに、あの山の部分を推進して抜く

とか、あと、今の水路を全部、全面改修、家に移転とか、舗装かけまして改修しますと、推進で抜く部分が約7億円ぐらい、あと家屋移転を、移動しますと1億1,000万円ぐらいかかるという形になっておりましたので、安い方法で計画していたということでもあります。

それでも1億円以上の事業費が完全にかかりますので、町としても1億円といえますと大きいお金ですので、なかなか進まない状況となっております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） あとは、わかりましたので、この後質問される議員さんのほうに委ねておきたいと思えます。

それでは、次にまいります。

4つ目になりますかね、町は、分館主催の事業である、6月4日に行いましたけど、町民ふれあいスポーツ大会を分館主催事業として各分館長会議等で催しプログラムを決めながらスポーツ大会というふうな形でこぎつけて、開催に至っているわけですが、ここは、一つ私のほうからあえて要望というか、提案なんですけど、やっぱりタイムリーに今月が土砂災害防止月間というところを見れば、町民等しくいろんなかかわりを持つ、安全で安心なまちづくりというふうな点で見れば、分館主催であろうとも、教育委員会サイドの分館事業であるかもしれないけれども、町の防災危機管理監とか、あるいは水道事業所さんとか、そういったところとも絡まって、縦だけじゃなくて、横の連携も組んで、今から申し上げる対応ができるんじゃないかということでもあります。

そのお話というのは、ここに掲げたとおりでございますが、やはり土砂災害防止月間のPRとして、こういったふれあいスポーツの機会を捉えて、競技種目に、これは私も副町長も経験あるんですけども、出ていたかな、副町長はな、土のう担ぎリレーなどをやったことがありまして、そういったリレー形式で治水、水を治めるですね、ことの喚起促し、あるいは、これは松島消防署さんなんかよく講師に招いてやるんですけども、被災者搬送、竹ざお2本に毛布をくるんで、その間に、この場合は子供さんを乗せて搬送するリレーだとか、そういったところなども入れられて、災害等の啓発の一助にしてはどうかということでございます。

今回プログラムの中に宅配リレーということで、段ボール箱の組み立て、解体、そして納めというふうなリレーも入っていましたが、そういったものも応用効かせると、これも有効かなというふうには見るわけなんですけど、この点についていかがなものでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） この間、4日の日に町民ふれあいスポーツでやったわけでありましてけども、ちょっと寒かったですけれども、各会場の各行政区を回らせていただいて、久しぶりに町長、土の上で運動会方式で大変いいなということの評判がよかったように思いました。そういうことに関しては分館長さんの皆様方にいろんなことで競技種目によってもいろいろ計画させていただいて、本当にありがとうございましたと言いたいというふうに思います。

あるところに行くと、私の先輩のような方々がいますけれども、きょうの種目はというと、我々頭脳軍団だということでは言っていましたし、若いという言葉は失礼ですね、子供たちから我々の先輩方まで、年代層の広い中で種目があったのかなど。そんな中で、今議員からの協議種目が同時災害時の啓発の一助になるのではないかとということでありましてけれども、これらについては、教育次長より答弁させます。

○議長（片山正弘君） 本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君） 町民ふれあいスポーツ大会につきましては、分館の相互の交流と、あと親睦を深め、スポーツを通して楽しみながら体力の向上を図るものとしております。

ご質問にありました災害時に想定される被災者救助などの場面を取り入れた種目をということでございますが、プログラム取り入れることや、PRを行うことにつきましては、町民の防災意識を高める啓発の一助になると考えます。ただし、協議内容は、安全で、子供から高齢者まで気軽に参加しやすく、スポーツ大会としてふさわしい種目を分館長会と協議して決定しておりますので、今回のご意見を踏まえて、分館長会と協議してまいりたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） ぜひともやれるような方向で、あるいはこういうふれあいスポーツ大会というものを通じながら、集える老若男女というんですかね、年代別々に、それぞれ、先ほども町長が答弁されていましたが、経験則の生かせる世代にはこういったものも距離を短くしてとか、注意喚起もこういうときに見ていただくと。あるいは、こういったスポーツ大会に各行政区、人選から含めて、大変な思いして役員さん方が臨んできているという実態もありますし、その役員さん自体が正直申しあげて3つも4つも、消防団員であったりとか、絡めて兼務して、地域を何とかよりよい方向に持っていかうとして努力していますから、そういった場面で出番をつくってあげるとか、そういったことも念頭に置きながら進めてはどうかということで、これは要望として差し上げておきたいと思っております。

1点目は以上であります。なお申し上げます、昨日、議案審議の中で、松島町民、松島町

の防災の日というのを制定してございますから、その防災の日を制定したことで、総合防災訓練等、今後いろいろ企画されて進めていかれると思いますが、その防災の日が制定してよかったなというふうに、その効力が発揮されるということを念頭に、第1問目の質問を終わりたいと思います。

次に移ります。

次は、2つ目ですが、感染症予防ということで、有害鳥獣、そ族昆虫対策、衛生害虫についてはどうなのかというところでございます。毎年この時期になってきますと、私ども地元だけではありませんけれども、12行政区それぞれに3月、あるいは4月に入って、行政区の総会等催されて、その中で1年間の事業計画等を含め、予算づけで成立していくと、そういった人の集まりの会議の話題は、やはり時期、タイムリーに、夏場に向かい感染症の発生源とされるそ族、ネズミ等ですね、昆虫、蚊、ハエ、ダニ等の対策はどのようにすべきかと。それとあわせて、最近では、ダニなんか特に多く運んでくれるんですけども、運んでくれるというか、運んでいるんですけども、熊とかイノシシとか、鹿、キツネ、タヌキ、ハクビシンというもの、感染由来のそういった衛生害虫を体に身に着けて走り回るといふような状況があるわけなんですけれども、そういったものに対してのどうあるべきかという話が地域の話題になります。

昨年も同じようにこういった設問、ほとんど同じではありますが、再度昨年の答弁内容も振り返ってみますと、もうちょっと町のこの積極的な姿勢を求める質疑に切りかえて含み込んではどうかというふうなことで、今回、再登場させました。

第1点目でございますが、感染症を媒介する害虫の発生予防や、発生した際の駆除薬品は、衛生組合からの要望、意見を踏まえ、極力人畜無害なものとは思われますが、その取り扱いでの指導、対応等はどのようにされているか、どの部署で、どのような形で行われていますかと。そして、特に被害が出てしまった場合の町の対応、その衛生組合との連携をどのように考えているか、情報の周知、共有、対応の流れ、はたまた県保健所機関等も含めてですが、そうした関係機関への報告対応のあり方について答弁いただけたらありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 感染症予防対策等と、昨年と同じ内容でとの質問でございますけれども、まず、防疫薬剤につきましては、主に人体への影響が少ない錠剤のものを公衆衛生組合の役員の皆様方に取り扱いの指導とあわせて配布の依頼をしている状況であります。取り扱い方

法及び被害が出た場合などの詳細については、総務課長より答弁させます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 防疫薬剤は、各地区の公衆衛生組合役員を通しまして、毎年6月中旬から各地区に配布しております。薬剤は害虫の成長抑制剤のため、人体に影響の少ない錠剤を中心に配布しています。また、地区の公衆衛生組合からの要望により、機械散布用に使用可能な液体の殺虫剤を昨年度から配布していますが、取り扱い説明は配布時に薬剤取り扱い業者による講習会を行い、使用上の注意を徹底しております。

こうした道路側溝等一斉散布等の際に、第三者に被害が出た場合には、全国町村会総合賠償保障保険の対象となりますので、衛生組合の役員には昨年度から適用方法などについて説明しております。

また、通常時における薬剤の取り扱いについては、責任を持って保管・使用されるよう、衛生組合役員から周知徹底を図ってまいります。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） その薬剤の取り扱いなんでもございますが、錠剤であったり、あるいは乳剤であったり、あるいは機械等を使う関係で油剤、大きくは3種類くらいのもを使ってやられると思いますが、そういった薬剤は、町、行政当局のほうのそういった公衆衛生等担当いただくというか、その部署のほうに業者さんが訪れて、ことしはこういった内容ですけども、どうでしょうかという話で進められるものなのか、公衆衛生組合連合会としての町内ですね、会合において例年どおりという話だけで進んでくるものなのか、そうしたところちょっとどうなってますかね。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 薬剤についてですけど、今、2種類でございます。発泡錠剤といたしまして、ちょっとお見せします。こういうのに入ったものですね。これが1,245個配布予定としています。

それから、議員今おっしゃいました、あの乳剤のようなやつということで、使い切っていたかどうかということで、このぐらいのボトルに入ったやつですね。これが680本ほど。これ配布時に説明をさせていただいていると。業者さんに来ていただいて、説明させていただいているということです。使い分けももちろんあるわけですけども、結局のところ、動噴を使ってやっている、初原地区のようなところ、幡谷のようなところ、それから、それではなくてじょうろや噴霧器でまいているようなところもございますので、それはまあそちらのご事情で

やっていますので、それなりの注意事項を申し上げて、やらせていただいているということです。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） ちなみに、余った場合の処理というんですかね、それはどのように扱っているんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 極力使い切りということを原則にやっております。ただ、これ100倍希釈ですので、多分に余ることもあると思うんですけれども、私どもからは極力使い切りでお願いしますというようなことで申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） そうしますと、残ったものを吸い上げて町が再度管理し、新たな時期に、新たな行政区から要望があつて、再度配つて対応するという事はないということで理解していい。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 使い切りと言いましたのは、封を開けたら使ってくださいという意味でございまして、ボトルは使ってもらって、全く手をつけなかったら戻していただいても、それは構わないので、その辺は臨機応変にやらせていただいております。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 責任持ってそれぞれの行政区における衛生組合で防疫事業を展開するという事でありまして、町はそういった薬剤を配布するにあたって、諸注意事項、あるいは取り扱いについて、動噴等を踏まえて、機器等を踏まえて、その扱いについても説明を入れながら対応していくと、いっているという答弁かと思うんです。

私がやはり懸念しますのは、どうしても先ほどの草刈りとか、そういったこともそうなんです、高齡化してきたり、あるいは今動噴背負って噴霧剤で防疫事業をやるといった場合には、その地域、地域で相当数限られた人数で、限られた経験者の中でしかできないような状態にあります。ペットですとか、あるいは高級自家用車だとか、あるいは洗濯物ですとか、小さい子供さんとかいる中で、そういった防疫事業を展開することになりますからね。そういったことも踏まえて、念頭に置きながら、展開するわけでございますが、やはりそういったときに、行政方にそういった指導、対応ができるセミプロ的なんですかね、例えば農業の傍らそういった動噴機械を背負って常に扱いを手なれている方というのはおられるんですかね、

どうですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 町の職員にということによろしいですか。それはちょっといないところですね。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） この後の質問によっては、大変なんだと、外部委託も想定に入れることになっていくのかな、やがてはなというふうなことにはなるんですけども、そういったことですね。わかりました。

2つ目に入りますが、感染症を媒介する蚊や、ハエ、ダニ、ネズミ類への対応は、個人防除より地域一斉防除対応が効果的であります。今言いましたとおり、動噴など機械などによる散布が威力を発揮します。そこで、特に人口集中地区といわれるような松島海岸、磯崎、高城地区、場合によっては一団の住宅形成というんですかね、形成されているような集落地等、行政区にはそういう特色を持った箇所づけがありますが、どうしても生活する上では側溝とか、あるいは小水路等が発生し、それが町の財産として存在しておるわけですから、公共財産なんですけどね、そういったところに対応する場合に、町民からあえて防除要請が出された場合は、町は速やかな対応を行うべきと考えていますが、どうぞ理解なさっているのでしょうかというところでございます。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） ただいまの住宅密集地等の公共発生源については、各地区の衛生組合を通じて住民に薬剤を配布して、必要箇所に散布していただいているのが現状でございますが、ただいまのご質問のように防除要請などを含めた詳細等については、総務課長より答弁させていただきます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 一斉散布を実施していない住宅密集地区につきましては、先ほど申し上げましたような、人体に影響の少ない錠剤を地区衛生組合を通じて配布しまして、住民みずからが側溝や水路に散布して、防疫対策をやっていただいております。

松島地区で150戸ですね、それから、高城地区も100戸ほど、先ほどの私お見せした発泡錠というんですけれども、こちらをお持ちいただいて、必要箇所に散布していただいているということですよ。

それから、また近年ですが、要請はありませんけれども、町民からの散布要請があった場合

は、その地区の衛生組合の方と協力しながら対応してまいりたいと、このように思っております。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） あくまで、町のそういった衛生害虫駆除については、その行政区における衛生組合に事業展開を委ねていくという考えのもとに、町は外部委託等も含めて、そういった考え方は一切ないということとの理解でいいんですね。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 現時点ではありません。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 昨年の答弁をちょっと見ますと、総務課長さん答弁されているんですが、この海岸、松島海岸とか、磯崎、高城地区というのは、公共下水道等の普及によって、機械による一掃防除、駆除はやめているというふうな答弁されていました。公共下水道といっても、ハエ、蚊、あるいはダニ等の発生源はその水路の中だけに特化したものではありません。町のホームページ等を見ていただければおのずからおわかりのように、植木鉢とか、あるいは住宅地内の小排水路とか、あるいは、場合によっては廃タイヤとか、そういった類のものに水たまりができておって、あるいは庭に散水したりなんざりしてバケツの底に残っていたものに、一週間も置いておくと卵を産みつけたりなんざりしてというふうな状況も見られるわけですが、そういったことも起こり得るわけなんですね。そういったときに、町としては、発泡剤を提供して、対応いただくとか、そういったことをその行政区の衛生組合を通じて対応するという考え方で、あくまで終始するというで理解してよろしいということですか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 住宅密集地じゃないですけども、例えば私のほうの地区なんかも、昔は地域で、衛生組合で決めて、いついつやってもらおうということをおふれを回していただいて、その衛生組合の方々に1戸当たり何百円ずつだったかを出して、日当を出していた。そういったことで昔はやっていた経緯もあります、うちのほうの地区でも。ただ、やっぱり年々そういったことができなくなってきて、住宅密集地外でも、今錠剤で対応しているのが多くなってきているのかなと。それから、今議員が、例えば各家庭内とか、その中で起きたらどうするんだということは、やっぱりそれは自己努力だと思うんです、あくまでも。それを私ね、町が全部やるというのはなかなか難しいと思います。ですから、地域でやっぱり、例えばそ

ういう集会のときに、蚊の発生が、例えば特別な、ちょっと今蚊の名前忘れちゃったけども、そういったものが発生した場合はまた別でしょうけれども、普通に発生するような蚊とか、ハエの予防については、各家庭、また地域でお願いしたいというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 今、町長の答弁が最後だと思いますから、これ以上なかなかよりよい答弁引き出せないだろうと思いますので、この辺でやめますが、要は、組織体として、行政が認めている公衆衛生組合、ほとんど行政組合の組合長さんは行政区の副区長さんというふうな形で、あて職的にもうなっていると。その方々とお話し合いを持つと、やはり行政という責務というんですかね、行政側における責務として、そういった指導をしたりなんなり、あるいは薬剤の散布を補助したりなんなりということで、対応いただくということであるならば、もうちょっと踏み込んでいいのではないかなと、よろしいんじゃないかなというふうに思うわけなんです。一般家庭の庭の中まで、まあ町の行政方の手を差し伸べたありようが、私自身も正直申し上げて余りいいことではないと、自助努力も何も怠ってしまうと。それこそ、町の予算が幾らあっても足りないというふうにつながっていくということだと思っておりますね。多分言いたいところはね。ですが、そういった相談相手として、やはりいつまでも行政は存在していなければいけないし、いかなければならないんだろーと思いますからね。そういったところも踏まえて、やっぱり念頭に置いて、もう少し親切行政というんですかね、思いやりのある行政展開がやっぱりこれからますますお金がなければいけないだけに、あるいは体制がなければいけないだけに、望まれているのではないかなと思いますので、その辺、どうかひとつ町長もお話のどこかに、片隅に置いていただければなというふうに思います。

また、先ほど答弁にありましたように、幡谷とか初原は、一斉防除体制を組んで、この6月25日にやります。私自身もずっと何度か、みずから展開してきて、その家庭のそういったお言葉とか、情報もいただきながら、行政区内を見て歩くということはしているわけですが、そういった場合に、どうもお貸しいただく散布機械、動噴ですね、これどれくらい頻度で使用点検とか何とかしながら維持してきているんですかね。何年になりますかね、あの動噴。7台あるんですか、貸し出しているの。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 古くは8台あったようですが、今は5台です。3台は全く使えない状況です。5台については、平成28年度中に修理しましたので、このたびは大丈夫だというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） ありがとうございます。使いなれたというものを、車なんかも同じなんです、やはりいろんな人が触れて、いろいろ展開しますと、妙なことですが、癖がつくというんですかね、始動しづらいものと、しやすいものと、燃料が食いすぎてしまうものと、噴霧剤のまき量が一定しないものとか、いろいろ出てくるわけですけれども、そういったところもやはり念頭に置きながら、貸し出しいただく町当局には、ぜひともそういったところの対応を念入りをお願いしたいということでもあります。

最後になりますが、例年、蚊がウイルス媒介して発生するジカ熱や、デング熱、日本脳炎、そろそろ耳にする、関東、関西等では2、3、声聞こえてきますが、そういった感染症、町民に対してその予防策も含め、周知啓発は速やかに行われるべきであります。

県環境衛生担当部局、あるいは保健所と町の連携で、今後の対応、周知徹底、防疫など、どのようにということではありますが、ここでお伺いしたいのは、昨年も、たしか5月から10月いっぱい、11月にもかかったかと思えますけれども、松島町において、ヒトスジシマカ、一般にいる蚊なんですけれども、この生息調査を行っています。ホームページを見ますと、5月中には発生してない。生息地というか、部分ではなかったんだと思いますが、昨年の実績では13匹捕獲しているようなんですけれども、そういった情報なども町民向けにお知らせすると、これから、ここ2月、3月、4月、5月は例年よりも寒暖の差が、当松島地区なんかは特にですけれども、著しく激しいので、蚊の活動が鈍っているからこそ出ていないんであって、これからその反動として出てくるやもしれませんね。そういったことも踏まえていくと、そういった対応をやっぱり速やかに状況を知らせを町民に向けてしなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） デング熱等の情報や予防策でございますけれども、現在、町のホームページや広報を活用して周知徹底を図っておりますが、県との連携も含めた詳細については、総務課長より答弁させます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 予防策や周知啓発ですが、宮城県が5月から10月までに毎月2回、松島公園地内3カ所で蚊の生息状況調査を実施いたしておりまして、県のホームページで公表を行っており、6月上旬現在では、採取数はゼロ件となっております。町といたしましては、予防策を含めまして、ホームページや広報で住民への周知徹底を図っております。これから

も継続していきます。

また、保健衛生部署との連携を図り、情報を共有することで速やかな対応が可能となるよう努めていきたいと、このように思っております。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） あわせて、松島町の担当部署に案内来ているかどうかわかりませんが、厚生労働省管轄、仙台検疫所なんかでは、例年、仙台湾、松島湾の感染症予防のための協議会という形で、検疫所なんかの主たる対応になって、港湾区域、海辺ですね、海辺中心に漁港であろうが、工業港でありましょうが、そういったところの生息調査、あるいは防疫活動をやっておられるんですけれども、そういった会議等には松島はこれまで出席し、情報を得たりはしてませんか。そういうのはないですかね。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 済みません、その防疫については、私どもではちょっと、私はですね、聞いておりませんので、参加はしていないと思います。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） であるならば、たまたま私自身もかつて担当した事務事業の中でそういったことがあって、はっきり申し上げて松島、多賀城、七ヶ浜等、あるいは岩沼、名取、県南のほうもですか、あちらまでは全部、あるいは東松島等も含めてですが、そういった合同会議、これは港湾、県の出先機関、港湾事務所とか、県警も含めてですけれども、あるいは海上保安部とかそういった、あるいは自衛隊も含めてですが、あるいは各自治体、湾沿岸の自治体に募って、検疫所からのいろんな情報提供を年に一度はやられていますから、世界各国で起きているいろんな感染症の知識ですとか、あるいはいろんなペット、輸入等にかかわる感染症の部分の情報提供ですかね、出されていると思います。今なお多分出されているんだと思いますけれども、そういった会議の機会ありましたら、ぜひとも町の担当職員の皆さん、参加できる範囲で結構でしょうが、そういったお話を聞くというのも1つの機会だと思いますので、最後に要望になりますが、お願いして終わりたいと思います。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございます。

○議長（片山正弘君） 赤間議員の一般質問が終わりました。

続いて、8番今野 章議員、登壇の上、質問をお願いします。

〔8番 今野 章君 登壇〕

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

すごく眠いですよね。お昼ごはん食べたばかりということもあるのかね、目を覚まして、元気に質問ができるようにしたいと、こう思っております。

きょうは、2問について質問の通告をさせていただいております。

最初の質問は、国保税を払える保険料にと。

これ、間違っているのかなど、自分で後で考えてみましたら、国保税を払える保険税にはなかったのかなど、こんなふうに思ってみたりもしておりますけれども、こういったことで、国保税の関係について、今現在、平成30年からの国保の広域化に向けて進んでおりますので、その関係についてお聞きをしたいと思えます。

この問題につきましては、平成27年の5月に成立をいたしました持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、平成30年度から国民健康保険の保険者は都道府県と市町村ということになっていくわけでありませう。

これまでの市町村の単独運営に、都道府県も加わり、保険者となって都道府県単位での国保運営が始まることになるわけでありませう。そのため、都道府県単位化に向けた広域化に向けた準備が今進められていますが、本町においてもこれまで何回かの質問をさせていただいておりますが、準備スケジュールなどが示された程度で、その準備の内容等を含めて、十分に明らかにされてきたということには言いがたい状況にあるのではないかと思っております。

そうした中、宮城県におきましては、5月25日に宮城県国保運営協議会が開催をされまして、国保運営方針が示されたものと考えております。

また、その上で、6月7日更新ということで、宮城県のホームページには、宮城県国民健康保険運営方針案が示されております。そこでは、この宮城県国民健康保険運営方針案に対するご意見募集のお知らせということも出ておりまして、国民健康保険事業は現在加入されている皆様だけではなく、被用者保険などに加入されている皆様にとっても将来における国民皆保険のセーフティーネットとして非常に重要な制度ですと、こういうふうにして、広く県民の意見を募集しますと、こういうふうになっているわけでありませう。

しかし、この運営方針案の中では、加入者の関心が最も高いと思われる実際の保険料、あるいは保険税がどうなるかなどという内容は全く示されておられません。

そこで、以下、国保運営方針案について幾つかの点をお伺いをしようと思っておりますが、その方針案の第2章の部分では、現状と将来見通しという章ですけれども、ここではさまざまな資料統計が示されておりますので、この件の案に沿った形で、本町におけるそうし

た資料、統計などはどうなっているのかということでの資料の提出もお願いをしておりましたので、皆さんのところにも現在配られているかと思しますので、最初にその資料について説明をお願いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） いよいよ来年の4月から始まるという国保のあり方について、まず最初に資料をとということでありますので、きょう担当課のほうで配った資料あるかと思いますが、それを担当課長のほうから最初に答弁させます。

○議長（片山正弘君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） それでは、資料のほうの説明をさせていただきます。

これにつきましては、宮城県の国保の運営方針案の内容にしたがって作成しております。

まず、1番の加入者の推移と医療費の動向であります。

（1）被保険者数と加入率の推移ということで、グラフのほうごらんいただきたいんですけども、青棒が75歳未満の人口、それから、赤棒が国保被保険者数になります。それから、緑のラインにつきましては、75歳未満人口に対しての国保被保険者数というような表記になっております。

平成27年度の国民健康保険における被保険者数は、3,978人でありました。町内の75歳未満の人口に占める割合は32.88%でございました。被保険者数は75歳未満の減少とともに、減少する傾向にあるという表記でございます。

それから、（2）の被保険者数の年齢構成であります。初めに、表のほうをごらんください。平成27年度の町の人口における国保の被保険者数の年齢別加入率を見ますと、前期高齢者65歳から74歳未満の加入者が71.56%と大変高い割合となっております。

次に、グラフのほうをごらんください。年次推移を見ますと、平成26年度より前期高齢者の占める割合が4割を超える状態となっております。

次のページをお開きください。

（3）の医療費の動向であります。

このグラフについては、ちょっと100万円の単位になっておりますので、ちょっと読みづらいですけれども、説明申し上げます。

国保における医療費は、平成27年度は14億9,400万円であり、平成20年度は13億7,500万円と、比較しますと1億1,900万円の増となっております。

それから、下段のグラフになります。これ、宮城県との比較ともなっております。1人当た

りの医療費は、平成27年度、38万9,499円で、平成20年度、29万4,637円と比較しますと、9万4,862円の増となっております。

3ページに移ります。

(4)の保険税の動向であります。

これにつきましては、国民健康保険における1人当たりの保険税調定率になります。平成27年度、8万9,182円で、平成20年度、9万2,201円と比較すると3,019円減少しておりますが、平成23年度、24年度を除いてみますと、一定の推移を保っている。それから、平成23年度から24年度にかけて、1人当たりの保険税調定率は減少しておりますが、これは東日本大震災に伴う被災被保険者に対する減免措置による影響が考えられます。

一番最後のページになります。

2の財政状況であります。

(1)財政収支の動向になります。

これも、万円単位になりますので、ちょっと読みづらいんですけども、説明申し上げます。国民健康保険の財政全体の収入枠は、平成27年度で22億423万円であり、国保税、国庫、県支出や、各種交付金等によって構成されております。

それから、下段になります。国民健康保険の財政全般の支出額は、平成27年度を見ていただきたいんですけども、青の棒が、こちらのほうが保険給付費になっております。全体で見ますと、6割が保険給付率として支出されているというような状況でございます。

なお、次の1枚ものなんですけれども、これは平成28年度の国民健康保険税、現年課税分になります。滞納世帯における軽減別調べということで、国保の7割、5割、2割の方がどのくらい滞納しているかというような状況の調べでございます。

こちらのほう、軽減なし99、それから、軽減世帯が7割、5割、2割足しますと、75世帯ということで、トータルで174世帯ということになります。以上でございます。

○議長(片山正弘君) 今野 章議員。

○8番(今野 章君) 今、資料について説明をしていただきました。

この宮城県の健康保険運営方針案、ここでは、この策定の目的というところで、国民健康保険が高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的問題を抱えていると。こんなふうになんて今言っているわけです。まさに今ご説明をいただいた資料のとおりだなというふうに思っております。

まず、この資料で見ますと、被保険者数、加入者数ともに減ってきていると、こういう状況

の中で、年齢構成においてはもう65歳から74歳の方が7割を超えているという、こういう状況になっているわけですね。

そういう高齢化した加入者の状況の中で、医療費だけはだんだん、だんだん伸びてきていると。特に1人当たりにおいては、県平均よりも松島町は大きいと、こういう状況になっているというようなことで、今、国保運営のやっぱり大変な状態というものが、こういった場所においてもしっかりと、本町においても見ることができるのかなというふうに思っております。

この策定目的の中では、続けて、その財政基盤は、脆弱で構造的な問題を抱えておりと、こういうふうに言っているわけであります。その後、平成30年度から県が市町村と共同で国民健康保険事業の運営に当たることとなったと、そして、県は国保の財政運営の責任主体として、制度の安定化を図ると。一方、市町村は、資格管理、保険給付、保険料・税の賦課、徴収の地域におけるきめ細かな事業を引き続き行う。こういうことで、県が財政に責任を持っていくんだよというようなことに書いてあるわけです。

これまでも、それぞれ市町村が保険者となって、介護保険の運営をしてきたわけですね。これが、その運営の中身、財政の主体が県になるというだけで、国保運営そのものが、先ほども申し上げたような財政基盤の脆弱さ、そういうものから抜け出せるのかどうか。ここでは、財政運営の責任主体になるんだと、そのことによって安定化を図っていくんだと、こういうふうに今言っているわけなので、非常にわかりづらいですよ。なぜなんだろうと。これまで市町村がやってきて、安定していないものが、県の財政主体になるだけで安定するのかと。私は非常に単純な人間なので、そういうふうに思ってしまうんですね。その辺について当局はどんなふうに考えているのかなと。どこからかお金が湧いてくるのかなと、こんな気がするんですが、宮城県が大量に一般財源を組み込んでいくということであれば、そういうこともありかなと思うんですが、現状のままのやり方をそのまま県に移しても、変わらないのではないかなと思うんですが、その辺について、なぜその財政の安定化が図れることになるのか、その辺町としてどう考えているのかお伺いをしたいと、こういうことでありますので、まず最初にその辺についてお答えをお願いします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず、来年の4月から始まるが上に、今取り組んでいることをちょっとお話をさせていただきたい。

国民健康保険の広域化が平成30年の4月から始まるわけでありましてけれども、今現在、県及

び市町村が一緒になって財政や事務処理標準化、または収納について県と議論をしているところであります。

県は、国民健康保険運営方針の策定に当たり、今後のスケジュールとして、パブリックコメントの募集、市町村への意見聴取等を行い、11月に宮城県国民健康保険運営協議会への答申、12月に運営方針の策定、公表を行うことから、この間、広域化による被保険者の負担増につながらないように、町としても意見を述べていきたいと考えております。

残余の答弁については、課長より答弁させます。

○議長（片山正弘君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 現在の国保運営につきましては、各市町村が保険者であるため、例えば予期せぬ医療費の増加や保険税の収入源も各市町村の責任において対応する必要があります。特に、小規模な町で高額な医療費が発生した場合、国保財源が成り立たなくなる恐れがあります。

広域化によりまして、それまでバラバラな各市町村の財源を県で1つにまとめて運用することで、その中で財政調整も可能となることから、安定的な財政運営につながるものと考えております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 市町村間で財政の運用を回しができるからだと、こういう理屈なんだろうと思うんですが、これからも医療費はどんどん上がっていく見通しなわけですよね。2015年ですか、国のほうの社会保障費の将来の社会保障費の総額ですか、これを見通しているデータがあるんですよね。その総額は、2011年に試算したデータがあって、2015年に122兆円になると、こういう見通しを立てているわけです。そのうちに年金給付が58.2兆円、48%だと。そして、その次は、医療給付費で39兆円、32%だと。この2つで社会保障の80%になると、こういう試算をしているものです。それで、団塊の世代全てが75歳以上になる2025年には、年金給付は3.7兆円の増で、比率としては41%まで下がっていくと。しかし、医療費のほうは、14.4兆円もふえて、比率は35%になっていくんだということで、年金給付と同じぐらいの医療給付が必要になってくると、こういう試算をしているわけです。

ですから、これからも医療費はどんどん多分伸びていくと。そうしますと、その財政の切り回しだけでうまくいくのかどうかということになってくるんだというふうに私は思います。

そこでどうするのかと。どうするんでしょうね、そうなったとき。その辺どう考えますか、皆さんなら。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今の質問ですよね。（「はい」の声あり）

皆さんでって言われたので、（「そちらにいる皆さんです」の声あり）ああ、こちらにいる皆さん。（「誰が答弁してもいいですと」の声あり）

今議員が言われていることは、今の高齢化にならってこういうふうに出ているんだらうというふうに思っているんですね。国保というのは、どちらかという、納める方よりも医療費のほうが高がついてる方々のほうが多いというのが多分あるんだらうというふうに思います。

ですから、こういう逆なバランスが出てくる。我々年代の団塊が卒業するころになると、逆に高齢化率も下がってくるんですね。高齢化率も下がってくるということは、逆に、さっき言ったように年金が41%から下がって、医療費が逆に、それと比例しないで反比例で上がっていくの、そこはちょっとわかりませんが、そういうことなんだらうというふうに思っています。

これを例えば国民健康保険、松島町だけでじゃあやっぺいこうかとなると、町自体の負担というのが物すごくこれから高くなってくるんだらうと。そういったことで、こういった宮城県全体で一本になって、パイを大きくして、県民全体で考えていこうというのが最初の根本的な取り組みだったのではないかなと。

これが、今実際我々町村会も、日程間違うとうまくないので、5月19日に1回目の政務委員会というのを開きまして、来年の4月からの国保に対して厚生文教でどういうふうに県、政府に要望していくかという確認事項がありました。そこでいろいろ宮黒の町村会、それからいろんな各町村会から、自治体から要望等を取り入れられて、意見が出されたわけでありませうけれども、それを取りまとめして、もう一回委員会を開くのが、実は第2常任委員会のほうの視察に私行けなくなりましたって言いましたけども、6月27日に第2回目の政務委員会を開いて、そこで内容を確認しようと。そして、内容を確認して、7月28日に県要望に行こうというふうになっているのが今の予定であります。

内容等については、後で質問があるかと思いますが、そういう方向で今進んでいると。宮城県から松島町に何ら今こういったものになりますよということは示されていませんので、我々はそれを今度踏まえて、要望活動しながら、後で内部や外部で県のほうが出たらまた町としての対応を再度こちら側でというか、行政側で議論して、また議会の方々にお知らせをして運んでいくような運びになるんだらうというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 年数がたてばたつほど、確かにこれは日本全体が人口減少の形態に入っていくわけなので、その町長が言うようなこともあるのかもしれませんが、少なくとも2025年問題といいますか、そこまではそういう状況にはならないだろうというふうに今思っております。

ですから、その問題を解決するためにどうするのかということの中身が結局広域化という方策でやられるということなんだろうと思います。パイを大きくすれば余裕が出るんではないかという理屈なんですけど、大体どこの自治体も加入者も含めて、大変な状況になっているわけですよ。パイを大きくしてもその問題が解決できるというふうには、私は思えないと思うんですね。どうせパイを大きくするなら、日本全国1つのパイにすれば最大のパイができるわけですよ。なぜそれをやらないんだろうかと、こういう疑問も私は湧くのではないかなというふうに思っております。そんな問題です。

次に行きますけれども、特に昨年の10月に厚生労働省から都道府県に事業費納付金、標準保険料算定システムと、こういうものが配られて、昨年11月に第1回目、それから、ことしの1月に第2回目の保険料の試算が行われて、その結果を国に報告するということになっていと思うんでありますが、その内容についてまず町当局としては知っているのかどうかですね、そういうことをお聞きをしたいと思えますし、このことについては、北海道では、昨年の11月にいち早くその結果を公表したということでもありますし、大阪、滋賀、三重、埼玉、また東北では秋田、青森なども公表しておりますし、6月11日の河北新報では、岩手県がそれを公表、保険税試算の結果を公表した、こういうふうになっております。ぜひ、宮城県、町でもその保険税額の試算の結果を早く公表するということが必要ではないかと。その上で、先ほどお話あったパブコメ、こういうものの意見も求めるということでない、本当の意味での県民の意見も届かないのではないかとというふうに今思うんでありますが、その公表することと、試算をやったことについて、その内容を町が知っているかどうか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） ただいまの町の国保運営協議会の情報提供並びに議論の状況、それから標準保険料試算の公表等について、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 試算の1回、2回ということで、数値のほう、宮城県のほうか

ら、連絡協議会の会議の中で説明を受けた経緯がございます。それで、試算の公表なんですけれども、確定計数が国からまだ示されていないということもあり、まだ説明できる状況ではないと県では判断している状況でございます。

また、不明確な数値のまま公表し、混乱を招くことも懸念するというのもあると県のほうでは考えておりますので、公表する場合はできるだけ正確に、きちんと説明したいと町のほうでも考えております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 正確でなければならないというものではないと思うんですよ。あくまでもそれは国の係数が全部入ったものではないということを示しながら、その段階、その段階における保険料算定額を示すということが、私は大事なんではないかと思うんですよ。ですから、今お話したように、北海道が一番早かったわけですが、大阪、滋賀と続いて、最後は、今、東北では岩手県も公表していると、こういうふうになってきているわけでしょう。保険料額がどの程度になるのかもわからないで、意見を言えなんて言われても、一般の人なんか言えませんよ。そんなに高くなるのかとか、そんなに安くなるのかとか、そういうことがまず大きな判断基準になるんじゃないですか。そういう意味では、何回かに分けて試算をするわけでしょう。そういう中で、この国保税額というのが今答弁にもありましたように、確定をしていくと。最終的には来年の1月から2月にかけてですよ、これを確定するのがね。それから松島町では議論するということになるんですか、そうすると。松島町では保険税額、まあ連絡は受けたと、説明は受けたということなんですけど、数字としてはもう既に持っているわけでしょう。松島町の保険税額がどの程度になるかということについては。どうなんですか、その辺は。

○議長（片山正弘君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） まず、スケジュール的なものを説明申し上げますと、1つは、県による納付金の試算が7月から8月にかけて行われます。そこで、その結果を踏まえて、もちろんその県が主催しております国保連携会議での議論、あるいは町の国保運営協議会で議論する形になると思います。また、保険税につきましては、秋口、10月中旬からというようなことも示されているわけですが、国で示された仮係数に基づいて、保険税なるものを試算していくという形になります。あわせて、町の国保の運営協議会のほうにその段階で保険料率というものをどのように設定すべきかということをお県と、そして諮問という形で事務的には流れていくと思います。そして、運営協議会から答申いただいた保険料率で、そ

の条例改正などの案をお示しするというような流れになっていくのかなど。

その前に、公表についてなんですけれども、これにつきましては、広域化ということもありまして、やはり宮城県全体で足並みをそろえるべきなのではないかと考えます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） これ、工程表、スケジュール表を見ると、12月の上旬までに県の国保運営協議会からの答申をもらって、国保運営方針の策定と標準保険料決定通知公表すると、こういうことになっているので、12月の上旬ぐらいまでには公表。それから町は保険料率をどうするのかという議論になっていくんでしょう。そうすると、我々議会や町民に示されるのはいつなんだと。2月か3月かと、こういうことになるんだと思うんですね。これ、この国保制度そのものは、ずっと長い間、戦後の長い間この市町村が保険者ということになってやってきたと。今回、本当に大幅な、大規模な、それこそね、大変な制度改正やっているわけですね。その中身を我々議会にも十分に教えてくれないと、住民にも全然教えてくれないと、本当にそれでいいのかと私は思うんですがね。本来であれば、こういうぐらいの制度改正は、議会の議決事項に加えて、議決すべき事項に書いていってもいいぐらいの、そういう私は中身ではないかなと。それだけ大変な制度改革なんだというふうに思うんですが、それが、何も公表できないと。来年4月のスタートの直前に、2カ月や3カ月前になってやっと、そういう数値なのかと。それから、町が計算をして、保険料率を決めていくと、これでは町民納得しないと思います。私も納得できないけれどもね。そういう意味では、本当に町長ね、宮城県に対してやっぱり、政策検討委員会ですか、ここの場でも含めて、首長さん方の集まりの中でも、やっぱり県で早く公表していくべきではないのかと、その上でパブリックコメントも集めていくというやり方にすべきなんではないのかと、私は言うべきだと思うんですが、その辺町長いかがですか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず、今議員から出た政策委員会じゃなく、政務委員会ということあります。政務委員会、これは総務、厚生、産業というふうに分かれて、3つの委員会でやっているということ。

それはそれとしまして、その保険料の公表とか、そういったものをしないということじゃなくて、これはお知らせしなければならないし、当然、事前に議論をしなければならない。ただ、松島町だけが一人「反対だ、反対だ」ということもなかなか言えないということも確か

にあると思います。

この間、課長と担当班長を呼んで、この辺の議員からの一般質問の後だったんですけども、松島町としての運び方ってどうなんだろうかと、大変スケジュール的にきついなという話はしております。問題は、今の保険料が下がる場合については、私は余り問題は出ないんだろうと思うんだけど、上がる場合については、かなり問題が出るということ。ここに、実は今議員が言われた岩手県の、これは6月11日の新聞に出たやつです。「国保増税被災地困惑」と、こう出ています。これには、例えば釜石の市長さん、それから、高田市の市長さんの談話が出ていますけれども、釜石では41.2%も上がるんだという話です。それから、陸前高田にしても42%も上がるんだという話であります。こういうふうになると、こういうふう試算されたものが、一般に出てからの議論では、なかなか難しくなってくると思うんですね。これを、例えば県のほうで、県の市町村会なり、我々自治体のほうに示されたときに、ここで議論するんだろうと思います。県の試算がどういった内容で、例えばどういう数字になったのかということ、やっぱり首長は県と話し合いをするんだろうと。今、町村会とすれば、料金は、特に宮黒の立場として、私と与えられているのは、宮黒として、今の料金から上がることはないように、意見を言えよと言われてるのが私の役目ですので、それは言わなければならない。ただ、これは松島だから、宮黒だからじゃなくて、県内の市町村全てそうだと思うんですね。そこで県がどこに落ちつけるかというのが、これからの話し合いになるかと思っています。

極端な話、これは日本の中で宮城県だけじゃなくて、いろんな県でこれが今度は国政に当然はね返っていくものだと思いますので、これは、今度は夏にまた国のほうに行くときに、国保に関しても、今度は陳情要項に入っていくんだろうというふうに思っております。今は県が標準化にとって県でまとめてやるということになってはいますが、県も財政が余り豊かであるとは言いがたいところもありますので、今後そういったことも国のほうからの支援を、多分知事としても求めていくんだろうと、こういうふうに思っております。以上であります。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） さっき聞いた正確に答えてもらってないの、町にその試算額はもう来て、課長の……、町長は知ってらっしゃるんでしょう。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 正直、この間聞きましたんですけど、知りません。いや、私はですよ。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） いや、課長はどうなんですか、課長、連絡会で説明を受けた。

○議長（片山正弘君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 私が4月に配属になる前に、その説明が前課長出席のもと、されております。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 当然引き継ぎされるべき事項でしょう、そんなものはね。だから、知っているわけでしょう。だから、やっぱり隠し持っているんじゃないかと、出して、正々堂々と議論すると、ここが私は大事なんではないかと思えますよ。岩手県でもいろんな議論、これが出てくると思うんですよ。そこが大事なんだと思うんです。その上で納得してやるということが大事だと思うので、やっぱり隠さずに出すということが大事なんではないでしょうかね。あんまり隠してるとね、だんだんぼろが出てきて、どこかから、どこかの国みたいになりますから。ぜひ、そういうものは早く明らかにして、県民のといえますか、町民の議論の土台に乗せていただきたいということをお願いをしておきたいと思えます。

それから、その国保運営協議会でお話若干出ましたけれども、町の運営協議会へのこういったものの情報提供というのは、そうすると12月以降ということになるんですか、その辺だけ確認。

○議長（片山正弘君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 7月、8月に、まずその県に納める納付金についての数字について、県のほうから示されるわけなので、最初、その示された段階では国保の運協のほうには説明なりはしていきたいと考えております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうすると、もう7月から8月の段階で納付金の総額はほぼ県から示されるわけですね。

○議長（片山正弘君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） そのように聞いております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

そうすると、議会にはいつごろそういうのを示していただけるんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 再三申し上げたんですけれども、宮城県のほうで足並みはそろえてはいけないということもありまして、まだ宮城県からその指示なりというか、受けていませんので、まだいつ公表というか、議会のほうに説明するかということについては、不明な点がございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 国保運営協議会にも示すわけでしょう。それなのに議会には示せないってどういうことなんですかね。私は当然もう国保運営協議会に示すのであれば、そこを前後してでも、議会に示して一向に構わない資料になると思うんですよ。ですから、出てきたものからやっぱりぜひ示していただきたいと。それでないと、我々住民の代表機関である議会、何にも知らないうちにどんどん事が進んでいくと。条例になって出てきたときに初めて、「ああ、こんなになったのか」と、これではいけないと思うんですね。ぜひ町長、その辺も含めて、早目、早目の資料の提出と説明をお願いをしておきたいというふうに思います。

2番目に移りますけれども、国保運営方針案では、その策定目的で、国民健康保険は高齢者や低所得者の加入割合が高いと、そういう構造的問題を抱えるなど、その財政的基盤は脆弱で構造的な問題を抱えており、今後も医療費の増加が見込まれると、そういう認識を示しているわけでありまして。宮城県は、国保の財政運営の責任主体として制度の安定化を図ると。一方、市町村は、資格管理等云々と、まあこんなふうに言って、何か同じことを聞いているのかな、これ。そうですね、ちょっと間違っていますね。どこかで間違えたんだね。終わったんだね。3番目だね。3番目ですね、ごめんなさい。（「4番目じゃなくて」の声あり）いやいや、3番目です。

方針案の第3章ですね。保険料の標準的な算定方法に関する事項ということで、ここでは、応益割と応能割の比率ということについて触れておりまして、応益割と応能割の割合が52対48になると、こういうふうには書いているわけです。これまず、平等割のほうについては70対30だと、こういうふうには書いているんですが、その根拠は何かということと、応益割と応能割の比率について、本町ではどんなふうになっているのか。その辺についてお聞かせをください。

○議長（片山正弘君） 今野議員にお願いいたします。若干時間が1時間20分過ぎていきますので、若干ここで休憩をしたいと思いますので、よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、2時35分まで休憩いたします。

午後2時20分 休 憩

午後2時35分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

今野 章議員の質問を続けてください。

答弁からお願いいたします。太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） まず、応益割と応能割の割合についてでございます。国は全国の平均所得を試算しており、宮城県の所得は全国の平均所得よりも下回ると。そんな指標によりまして、応益における割合を多くし、所得の多い被保険者からの負担増を求めないものとしたことから、応益分52、応能割48としたものでございます。

なお、町の応益割と応能割の割合につきましては、平成27年度の一般被保険者分で48対52ということでございます。

次に、均等割、これは被保険者数によるものと、平等割、これは世帯数によるものの割合についてでございますが、これは、国がこれまで政令により基準としてきた70対30の標準割合を用いております。なお、町の均等割と平等割の割合については、平成27年度で65対35となっております。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今、応益割と応能割の比率ですね、国の基準は基準として、本町においては応益割が48で、応能割が52ということで、全く逆転すると、こういうことになるわけですね。応益割の割合がふえるということは、言ってみれば低所得者、ここに大きく負担を求めていくと、こういうことになるのではないのかと、こう思うわけです。今でさえ、納め切れないでいると、こういう実態があるわけですね。きょうも資料を出していただきましたけれども、滞納者の中でも法定減免を受けている人が滞納していると、こういう状態がいっぱいあるわけですね。私も資料を前に出していただいたやつ、所得段階別のやつも求めていたんですが、きょうはちょっと出していただけないということで、平成25年ですかね、その後も出していただいたんですが、どうも私のデータ探しあぐねて、25年になってしまいましたけれども、これを見ましても、所得で見て200万円以下のところで、ほとんどの滞納者の世帯が入ってくるんですよ。200万円を超えるところでは、この年度は302世帯の滞納件数があったんですが、300万円から400万円のところで8件、400万円越えで5件ということで、200万円以下のところがほとんどもう滞納していると、の滞納者の内訳だと、こういうふうになっているんですね。

しかも、滞納している世帯の状況を見てみますと、所得のない世帯が平成25年度は943世帯でありました。そのうち、126世帯が滞納していると。33万円以下の所得のもの、239世帯、25世帯が滞納していると。こういうような形で、言ってみれば所得の低いところで滞納の係数は多いわけです。金額は当然、所得が多いところが金額そのものも大きいですから、大きくはなりますけれども、件数で見れば、この所得の段階が低いところで非常に多いと。ですから、今回は、この方針案のように、応益割の部分で負担を求めていくということになれば、この部分でさらに負担がふえていくわけですから、滞納がふえざるを得ないと。こういう結果に私はなるのではないかなというふうに思います。

私が議員になったころは、この応益割と応能割というのは、大体応益が30ぐらいですよ、そして応能割が70ぐらいだったんです。これが国の国保の改悪の中で、1対1、50対50にのささいという指導のもとに進められてきて、現在のような形になってきているというのが今の状況なわけですから、非常に国策のもとでここまで来て、今回さらに所得水準、これによって逆転をさせていくということになれば、低所得者の負担というのは物すごい重いものになっていくと、こういうふうに思うんですが、こういうやり方は、宮城県では採用すべきではないと、こう思うんですが、町長、この政務委員会でぜひ頑張ってください、宮城県でもこういったことにならないようにしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 所得が200万円以下となると、低所得者帯、特に今母子とか父子とか、そういった方々でこの世帯が多いというふうに聞いております。そういった方々に対して、医療費の控除とか、いろんな控除があるんだろうと思いきけれども、この国保等に関しましても、余りそういった方々に負担にならない策はないのか、いろいろ検討はしていきたいというふうに思っています。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ぜひ、そういったところに負担を求めないようにしてほしいと。これ、国のほうで出しているやつだと思うんですが、国民健康保険の保険料の軽減措置の拡充というのを見ますと、収入で283万円以下になると、軽減措置の対象になっていきますよというのは、大体図になっているようなので、本当に世帯の所得が低いというところにおける負担というのは、大変なことになっているんですね。ですから、国もそういう措置をとらざるを得ない状況になっているということなので、ぜひ町長にはその辺でも頑張ってくださいというふうに思います。

それから、もう1つ、算定方式、これは4方式から3方式になっていくと、こういうことになるわけですね。これについては、なぜそうなのかという理屈があるようなんですが、どうも宮城県では3方式を使っている自治体の人口のほうが多いから、どうも3方式に切りかえていこうと、こういうことで考えているようなんですが、当面は4方式で行くのかなとは思いますが、いずれは3方式にと、こういうことになると思います。そういうことについて、どういう議論をされているのか、いつごろまでに3方式でまとめるというふうになっているのか。方針案では平成32年ごろと言っているんですが、前の課長さんに聞いたときは平成35年ごろと言ったような気もするので、その辺もう一回お聞かせください。

○議長（片山正弘君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 宮城県の方針案で示している年度については、平成32年度をめぐるといような表記がされておりますが、ここも方針案について、また市町村に県が聴取すると、会議であるのか、紙面であるのかはちょっと不確かではございますが、その辺、所得の低い方に負担が行かないよう、町としてもしっかりとその辺は申し上げるとともに、4方式から3方式についても、いろいろそれにすることによっての支障が出てくることもございますので、年度についてもしっかりと町としてはこういう、ここまでの年度で目標としたいというふうなことを申し上げていきたいと考えております。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 何方式にするかというのは、いろいろ議論のあるところだと私は思います、確かにね。固定資産税にもかかるわけですね。別にお金を生むわけではない資産にまでその税金の算定割合がかかるということについては、ある意味不平等な側面もあるかとは思いますが。その意味では、3方式ももしかしたらいいのかもしれないというふうには思いますけれども、ただ、今それを急に変わると、じゃあ負担がどこかにやっぱり偏ってってしまうよという自治体も中にはあるのかなというふうに思いますので、ぜひこの点、これについては、平成32年度にこだわらないで、やっぱりそれぞれの自治体の持っている特性ですね、それに基づいて3方式に統合するのであればするという考え方に立つべきだと私は思うんです。ですから、いつまでという日程、期日設定、これは持たないようにすべきではないかと思うんですが、その辺についていかがでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 確かにそのとおりだとは思いますが、広域化の1つの目標には、最終的には恐らく、同じ保険税なりが最終の着地点というのが目標にはなると思

いますので、やはりこの辺も、3方式、目標を立てないで町のほうで進めていくということについては、ちょっとなかなか難しいのかなと考えております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 保険料の統一をするというのは最終目標だから、当然そういうことの答えなんだろうとは思いますが、やはり全体が納得いく形で進めるという点では、保険料の統一の時期も含めて、やっぱりもう少し余裕を見ていくということが、私は大事なんではないかな、そんなふうには思うんですね。本当に性急すぎるんじゃないかと、こんなふうには思います。

特に、平成32年度までというのと、30、31、32ですからね、3年しかないんですよ。例えば、松島なんか2億数千万円ですか、財政調整基金持っていますけれども、3年の中で消化してしまうということになるんですか、そうすると。その辺はどうなんでしょう。

○議長（片山正弘君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 平成27年度で基金のほうで、今お話ありました2億7,000万何がし、恐らくその平成28年度で試算してみますと、1億8,000何がしというのが恐らく出てくるんだと思います。そして、いずれ納付金を納めるために、町がその保険税を標準率より下げて、加入者の方からもらうことを考えると、どう考えてもいずれは枯渇してくる可能性がある、そのように思います。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 要するにね、その納付金の不足分、まあ不足分といいますか、税率を低く抑えれば、納付金の額が、皆さんから集まる分が少なくなるから、基金で埋めていきますよと、そういうことになるんでしょうけれども、そうすると、基金がなくなるのはちょうど32年だよと、そういう考え方に立って計算するということになるわけでしょう、保健税率をね。わかりました。時間なくなってきたので。

最後ですけれども、今お話したように、本町のこの国保の加入者ですね、65歳から74歳でしたっけ、70%を超えると。こういう状態ですね。こういう年金暮らしの皆さん方は、毎年、毎年、マクロ経済スライドが発動されていますから、年金が毎年1%近くずつ減っていくんですね。年金収入が減っていくと。こういう状況の中で、国保のほうは、多分ふえるだろうと、負担がふえるだろうと、こういうふうにも考えられるわけでありまして。そういう意味では、非常に重い保険料に、今現在もなっていると思いますし、今後はさらに重くなると、こういうふうには思うんでありますが、その国保税に対する町長の、高いという、払える保険料

という認識なのか、払えないという認識なのか、その辺についての見解をお聞きをしておきたいと、こう思った次第であります。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 保険料が高いか、安いかということのお話でありますけれども、本町に対しての被保険者の半数以上が保険税の軽減を受けているということは認識しております。一方で、国保の被保険者1人当たりの保険税調定額は、平成27年度の統計によりますと、県平均9万4,634円に対し、町は8万9,182円、1人当たりの医療費は、県平均35万3,895円に対して、町は38万9,499円であります。県内での状況を見ますと、長年保険税を上げてこなかったこともあり、統計上は医療費がかかっている割には保険料が低い状況であると考えます。低所得者に対しては、保険税軽減措置がありますが、財政上、町独自で保険税を引き上げることについては、広域化に向けて慎重な検討が必要であると考えております。また、松島町は1人当たりの医療費が高い傾向にありますので、これから先、少しずつでも医療費が削減となり、保険税を抑制するため、医療費適正化対策として重複受診などの防止、特定健診、特定保健指導実施率の向上などに引き続き力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今後の運営方向はわかりました。実際問題として、国保税は高いという認識は持っていらっしゃらないのかどうか。払える保険料になっていると考えていらっしゃるのかどうかということなんです。その辺についてお答えください。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 県内で21番目となれば、そう高くないというふうには思っております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 何番目かの問題では、私、ないと思うんですね。やっぱり松島町の所得のレベルがじゃあどうなんだということも含めてあるだろうと思いますし、そことの比較だけではないと思いますけれども、大変な数の法定減免を受けていらっしゃる方もいるし、そういう中で、減免を受けてもなおかつ滞納される方も多数いらっしゃるといふ、こういう状況なんですよ。まさに払えないというのは、私は今の保険料なんだというふうな認識だと思うので、町長には、やっぱりぜひそういう認識のもとに、この国保の運営方針というものを改めて見ていただいて、政務委員会や、あるいは連携会議の中で、本町の立場としてしっかり加入者の立場から、あるいは町民の立場からご意見を申し上げていただきたいということをお願いを申し上げて、これについては終わりにしたいと思います。

次、2つ目は、洪水対策と土砂災害対策はということであります。

これは、そんなに難しい話じゃなくて、前にも同趣旨の質問を、いつだったかしているんですね。なかなかその後どうなったのかわからないなと思って、質問をしようということ考えてたわけであります。

特に、平成23年の3月11日の東日本大震災以降、復旧・復興事業が進んで、いわゆる地盤沈下による高潮対策といえますか、こういうものがどんどん進んできていると。小石浜におけるポンプ場建設も、実際の工事となって見えておりますし、松島のグリーン広場の工事、あるいは町頭の排水路や何かの工事も多分始まるでしょうし、その他、小梨屋であるとか、高城字浜、磯崎長田ですね、それから、西柳、こういったところの計画も進んで、どんどん行っているわけです。一方で、それらの地域以外のところですよ。ここに幾つか挙げております。新川の流域、特に居網地区や城内地区の浸水、あるいは冠水という問題、これはここ数年の中で、実際に冠水問題が発生したりという時代もあったと思いますし、それから、高城の田中川の堤防のかさ上げ、洪水対策が実際どこまで今進んでいるのか。先ほども洪水の問題ということで、2番の赤間議員さんがいろいろとおっしゃられていたわけですが、具体的にその辺がどう進んでいるのか。

それから、3番目、初原志戸内のお話も出ました。これは、後で個別に、別に質問させていただきますけれども、4つ目に、吉田川、上流部のほう、大和町や鹿島台などで、堤防の復旧、拡張、かさ上げ、こういった工事が進んでいると。松島の町内では、竹谷地区で根固ブロックによる堤防工事が行われたと、こういうふうになっているわけで、こういったことで吉田川については必要な対策が講じられたということになるのかどうかですね。まず、それぞれ、高城川水系における高城川そのもの、それから新川、田中川、こういったものの現在の状況、今後の見通しということについてお伺いをしたいということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 洪水対策、土砂災害、そういう等々についてのご質問かと思えます。

最近では、台風の大型化、あとは局所的な集中豪雨というふうには、ちょっと予想つかないことが起きているのかなということを感じております。今回の質問の浸水、洪水対策は、大変重要なことだと、いろんな形があつて、追いかけるのも大変なんですけれども、形がいろいろ変わってきているということを感じております。そして、今ご質問のありましたさまざまな対策、ここもちょっと個別でありますので、このことにつきましては担当課長より説明申し

上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、新川流域の浸水・冠水対策につきましては、台風等の大雨によりたびたび堤防を越えてあふれ出している状態となっております。浸水被害を受けていることから、宮城県に対し堤防かさ上げの要望を行いまして、城内地区の東北本線から夏井橋までの区間につきましては、平成26年に堤防かさ上げを実施しております。なお、上流、居網地区につきましては、堤防かさ上げについて実施しておりませんので、今後も引き続き宮城県に対して要望してまいりたいと思っております。

続きまして、2番になりますけれども、高城川の洪水対策につきましては、河口から田中川合流部までの区間を宮城県において河川改修事業により堤防かさ上げを進めております。今後、洪水対策は講じられるものと考えおります。田中川の洪水対策につきましては、宮城県において高城川合流部から東北本線までの区間の河川改修が計画されております。また、上流部につきましては、一度河川改修は完了しておりますが、その後、桜渡戸地区の麦田橋付近などで浸水被害が発生していることから、その対策が必要と判断し、宮城県に河川改修の要望を行っているところであります。

3番、飛びまして、4番になりますけれども、竹谷地区の吉田川の漏水個所の復旧につきましては、国土交通省において平成28年度に堤防の河川側の遮水するためのブロック張りを行いました。あと、外側はかごマットにより復旧が完了しております。また、堤体内に水がたまらないように、水抜きドレンを設置しまして、必要な対策は終えたということで、その旨を報告を受けております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。引き続き要望すると、こういうことなんだろうと思うんですが、去年の10月25日に、宮城県のほうで、宮城県河川整備学識者懇談会ということで、開いてやっているということで、これを見ますと、ことしの2月ごろまでには住民意見などの計画への反映というようなこととしていくという計画になっているようなんですね。松島からも何か代表者が参加されているようで、しっかり意見を言ってもらっているんだろうなと、このように思っているんですが、何せこの懇談会の中身を見てもみますと、河川といってもかなり大きい部分の対応のみなのかなということで、新川とか、田中川についてはなかなかそこまでは見てもらっていないのかなというような気もして見たんでありますが、今懇談会について、町としてはこれ、こういうものに傍聴といいますか、ご案内なり何なりがあっ

て、そういうお話を聞いているのか。特に、この懇談会に絡んで、現在のこの新川、田中川の状況が話になっているのかどうか、その辺について確認をしているのか、ちょっと教えてください。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） この高城川水系の河川整備計画での懇談会になりますけれども、現地のほうにも来ていただいているということもあります。現地のほうは、高城川が見やすい位置で現地確認したいということで、役場の屋上のほうから現地のほうを見ながら、こういった計画がありますということで、委員さんのほうに説明をしていたという形になります。その中には私どもも入っております。

もう1つですけれども、河川整備計画の内容につきましては、町のほうも内容をいただいております、公告縦覧のほうを町のほうでしているということもありますので、中身については把握しているつもりであります。

その整備計画の中では、先ほども申しましたけれども、新川では夏井橋までのかさ上げと、田中川では東北本線から合流地点までの整備という形で、両河川も入っているような状況となっております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 問題は、それは聞いたので、その先ですね、その先についてはやっぱり要望しかないということなのか、じゃあその部分。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） その先につきましては、ちょっと局所的な箇所ということもありません、そちらにつきましては町のほうで要望するという形になっております。

維持的なもの、草刈りとかそういったものは個別に要望していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 3度目のあと、志戸内、初原の関係ですけどね、先ほど下水道の関係で整備をしていきたいということなんですが、私よくわからないんですけどね、あそこは河川に該当するのか、それとも都市下水路になるのか、その辺の区別はどうなっているんでしょう。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 私も、河川なのか下水なのかどうなのかということですが、調

査のほうは建設課のほうで、治水関係ということで調査はしたということで、国有財産の図面等があるんですが、ちょっと下水じゃなくて、あくまでも水路という位置づけになっていると。

今野議員さん御存じだと思うんですが、下流側真っすぐ行くと、田んぼのほうの水路の用水のほうも兼ねているということで、一概にその部分が下水なのかどうかという財産的な問題もちょうとあるんですけれども、先ほど申し上げたとおり、下水道の事業区域の認可区域内であるということも踏まえて、初原区から要望が来ているということも含めて、下水道の補助事業の実施で可能かどうかということも含めまして、平成26年、27年ということで宮城県のほうにご相談しに行ったということでございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、結局整備手法としては、都市下水路ということでの整備になるんですか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 整備としては都市下水路じゃなくて、公共下水道の雨水事業と。高城、磯崎地区と同じく、できるかできないかはまた別としても、事業としては下水道の雨水事業ということになります。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 経費的にはそちらのほうはお安く済むということで選択されているということなんですか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 経費的な問題ですけれども、先ほど建設課長言ったように、あくまで補助事業になると2分の1が下水ですと国費ということになりますので、一例ですと1億円であれば5,000万円は補助金がもらえると。もし、だめならば全て一般財源になるということで、補助の活用の道を探っているというような状況でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） これ、河川ということになるとどうなるんですか。河川ということになると、これは誰の管理になるのかですね。あくまでも田中川の支線ということで県管理になるのかね。その場合は県の費用負担ということになるのか。その辺はどうなんですか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） あくまでも田中川には入らないという形で、宮城県ではなくて、町

の管理という形になります。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 要するに、用水路という考え方だろうということなんだろうなというふうに思いますけれども、ひとつそういうことでいいかどうかを確認をしておきたいということと、この問題最後ね、もう時間ないので、水防に必要な資機材というものがしっかり確保されているのかどうかですね。地域防災計画の中で多分位置づけされておると思うんですが、その数量について確保されているのかだけ教えてください。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 水防に関します必要な資材等につきましては、土のう袋やスコップ、鉄筋杭、木杭、ブルーシート等を整備しておりまして、国土交通省、それから下流河川事務所等におきましても、大型土のう等の保有をしております。近年の雨の降り方等が局地化、集中化しておることから、さらなる資機材の充足が必要であるということは認識しております。今年度におきましても、土のう袋や鉄筋杭など、ロープ等の資材等につきましても充足を図っていく予定となっております。

なお、洪水等の堤防等の漏水及び越水等につきましては、土のう積みの非常に有効な手段であることを認識しておりますことから、土のうを事前につくり置きし、第5分団、第6分団の車庫裏等に保管しているというようなことでございます。

また、消防団が迅速に活動できますように、先年7月に土のう積み等の水防方法の訓練をしております。さらに水防訓練等におきまして職員等も水防訓練の認識をさせているというところでございます。

在庫のほうなんですけれども、土のう袋、こちらのほうは地域防災計画に載せております数量と、今現在の状況を比べますと、地域防災計画には3,750枚ということで袋、記載されておりますけれども、現在うちのほうで確保している袋の枚数は2,000枚ということで、若干計画からは減っておるんですが、逆に土のうの作成済み、砂を入れたものですね、こちらのほうは840袋ということで、いざ雨が降って、そういう越水等が来ても、対応できるような作成済み土のう840袋、ご用意しているということでございます。

ビニールシートにつきましても、防災計画のほうでは106枚ということでありましたが、こちらのビニールシートもかなり頻度、かなり枚数も使うということで、今現在500枚ということで用意しております。

木杭、鉄筋杭、これは先ほど言いました水防工法のときに月の輪工法というものを使うわけ

なんですが、そのときに土のうがずれないように真ん中に鉄筋の杭を刺す、そのようなものも、防災計画には全くなかったんですけれども、今回、去年の吉田川の漏水等もございましたので、今現在木杭で30、鉄筋杭で200ということで、新たにこちらのほう整備させていただいております。

ほかの資材等につきましては、防災計画に載っているものを増減なしでそろえているという現状でございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 1つだけ聞きますけれども、木曜日に河北新報に出ましたけど、豪雨想定浸水区域を見直しますよと、それも、千年に一度の規模で見直しますと、こういうことで載っていて、大体、今洪水の浸水地域の、これ計算すると1.5倍から2倍ぐらいの面積拡大と、こういう内容になっているようなんですね。松島でも当然そういう想定にいずれはなって、洪水地域の見直しが見られてくると思うんですが、ボートや何か、これも非常に大事なものに今後はなってくるのかなという気がするんです、いろんな資機材ある中でね。その辺のボートの備えつけなんかは、現状で間に合うのかどうか、その辺についてどんな考え方をしているのかだけお聞かせください。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。ゆっくり話してね。

○危機管理監（赤間隆之君） 一応ゴムボートの方なんですけれども、2そう装備しております。ただ、こちらが、確かにそういう災害起きた際に使えるかということになるんですけども、そういった場合につきましては、消防署のほうにもゴムボート等も備えておりますし、消防事務組合等、そちらの広域の部分でもお借りしながら、そういう対策には対応していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 大変、さっきから出ているんですが、高齢化が進んでいる中で、洪水になったとき、水越えて歩いていきなさいなんていうのはなかなか大変になってくると思うんです、これもね。ですから、できればゴムボート2そうということなんです、こういった機材はやっぱりふやしていくと。そういう意味では、地域防災計画の資材の中身の計画そのものを見直すということも必要なんだと思うんですが、ぜひそういった見直しもしていただければというふうに思います。

それから、最後、土砂災害危険区域ということで、これもほとんどダブって質問をされてお

りましたので、私のほうからほとんど質問することはないんです。私も一生懸命数えたんですよ、でも。これね、パソコンからと地図をおろしてね、赤い点数えようと思ったんですが、余り細かくて数えられませんでした。でも、大体、おおむね300ぐらいあるかなと、こんなふうに思って見ましたし、土砂災害のところについては、40近く箇所数としてはあるのかなと、思って数えました。先ほど、休み時間に町長のところもだよと、こういうような話していましたが、本当にあそこの三浦地区は、三方から一遍にこう行くという、そういう土砂の地域になっているんだなと思って見てきましたけれども。

大事なことは、本当に指定しただけで何にもないと、こういう状況で皆さん本当にどうしてくれるんだと、町長からも答弁ありましたように、後ろに崖が迫っていて、よけるにもよけられないと。前に出ようと思ったら土地がなくなると。どこかに移転しようと思ったら、文化財でとって行くところがないと。こういう話になるわけですよ。ですから、そういう悩みというのを危険区域に住んでいる皆さん持っているわけです。まず町がそれをしっかり聞いてあげるということを私ね、まず大事なことなんではないかなと思って、それでこういうことをここに書かせていただいたと。町民の声をやっぱり聞くと、ここがまず大事なんではないかと。「聞いてっただけでないか」って言われそうだけどね、まず聞くと。その上で個別に対応できるものについてはやっぱり対応する方向性を探っていくという考え方が私は大事なんではないかなと、こう思ったので、この2つ目の質問にさせていただいたわけです。全部が全部、これ聞いたからって、できるとは思っていない。けれども、個別にこの地域なら、このお宅なら、このぐらいのことはできるかなという対策も含めてあるのかなと思うので、そういう声を集めて、対策につなげて行ってほしいと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず、さっきの河川の氾濫についてでありますけれども、松島町一番は吉田川、あそこは一級河川で、今大雨が降ると、昨年なんかを見ていると、上流部、大和町にしろ、大衡にしろ、平地が多くなって、山がそういう平地になってきていると。ですから、保留雨水が少なくなって、水のあふれるのが早いと。ですから、以前あった鹿島台の8.5よりも今の水位の上昇は2時間ぐらい早いという話を聞いております。この間、平成29年度の議員さんの方々も出ていただいた方2名おられましたけれども、鳴瀬・江合・吉田川水系で改修促進同盟会あったんですけれども、このときに、やはり今氾濫状況、河川の氾濫については、いち早く私と危機管理監に河川事務所からもう一報が入ります。早目、早目の情報が我々に

入ってくると。早目、早目の情報を出しますので、町で早目に対応をとってくださいよというのがまず1つであります。ですから、津波は逃げるという話もありますけれども、こういったことに対しましても、やっぱり避難は逃げるということであれば、早目に対応したいというふうに思っております。

それから、今の2点目の件でありますけれども、これは、注意しなければならないのは、そのうちで、例えば新しく新築する場合に、いざこわしちゃったら建てられなくなっちゃった。建築確認がおりないと、こういう例が多々あるので、やっぱりこの辺は町としてきちっと説明をして、また、相談を受ければ一番いいんですけど、相談受けなくてそういうハウスメーカーさんなり何なりに頼んでやってしまったらば、いざ建築確認とろうと思ったらとれなかったということもあったようでございますから、そういったことがないように、今後何らかの情報発信を考えていきたいというふうに思っております。

なお、建設課にしても、企画にしても、総務にしても、そういったことに対する相談に対しては、注意喚起しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ぜひ、やっぱり町民の声を、先ほどは区長さん方からいろいろ通じて聞いてはいるというお話あったんですが、やっぱりそこにかかわっている住民の皆さんの声を直接やっぱり聞くということも非常に大事なんではないかと。やっぱり、生の声を聞くというのが一番私はそういう意味では大事だと思うので、そういう声を生かして、町としての対策講じられるものは講じていくということが大事だと、こう思いますので、ぜひそういう考え方で町の行政が進んで行けるようお願いをして、私の質問終わりにしたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員の一般質問が終わりました。

続いて、通告されている色川晴夫議員、登壇の上、質問をお願いいたします。

〔10番 色川晴夫君 登壇〕

○10番（色川晴夫君） それでは、通告1点、表題にも新教育長に抱負を伺うということでございまして、町長は今回出番ございませんので、ほとんど。教育長、よろしく願い申し上げます。

ここにも書いていますけれども、本日もテレビで、ワイドショーで取り上げられておりますこの文部科学省、大変な激震に見舞われているわけでございます。

官僚の天下り問題で端を発し、森友学園の国有地、官僚の天下り問題で端を発したこの森友

学園、国有地の払い下げで政治家のそんなくがあったのではないかと。また、加計学園の大学新学部新設で政治家の関与があったのではないかなど、連日連夜、報道、議論、国会でも盛んに質疑されております。

そして、また一方、地方においてはいじめによる自死、自殺が大変な問題となっております。特に、仙台市では、2年7カ月間に市立中学生3人がいじめ絡みで自殺するという事案がございました。新聞報道で大きく報道されておるのはご承知のとおりだと思います。

そういう中で、幸いともいうか、この松島町の小中学校では、この種の事案は今のところ本当はないということで、安心なんですけれども、しかし、いつこのようなことが起こるかわからないと、喫緊の課題でもあるかなと思います。

また、ことしの施政方針演説の中で、学校教育について、生徒が主体的・能動的に学ぶアクティブラーニングを導入し、みずから学び考える力を育む学習環境の整備、そして、教育主事を配置し、教職員を対象とした指導力向上プログラムに取り組むと、こういうふうに記載されているわけがございます。

そこで、新教育長になりました内海氏に、就任に際して期待を込めて抱負を述べていただければありがたいと。よろしくお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、本町の教育を進めるに当たって、特にこだわっていきたいのが3点あります。その3点を1つずつお話させていただきます。

まず1点は、私自身、学校は楽しくなければならぬと思っています。これが私の根幹にある教育理念でもあります。しかし、この理念を妨げる要因の1つとして、先ほど色川議員さんがおっしゃったように、いじめが挙げられます。これを根絶することがまず抱負の第一番目でございます。ただし、いじめは必ずあります。ないと私は認識しておりません。いつでも、どこでもあるという認識のもとで取り組んでおります。特に、4月から町内の先生方には、いじめは犯罪、いじめは人間としての最低の行為という捉え方をしてもらい、悲惨ないじめをなくすために道徳授業や学級活動、いじめアンケート調査など、学校、学級の実態に応じたさまざまな形で指導してもらっております。

いじめが存在するところでは、学ぶことの楽しさ、友達と語り合うことの楽しさなどはあり得ないと認識しております。そのことを十分に踏まえながら、松島町の教育のかじ取りをまずしていきたいと思っております。

2つ目です。教師の指導力向上に努めたいと思います。全力を注ぎたいと思います。

よく、教師は授業で勝負しますと言いますが、しかし、その教師に力がなければ勝負にはなりません。子供たちの学力を伸ばすには、教師の指導力が大きく問われます。しかも、優れた教師であればあるほど、子供たちの伸びは増します。子供の伸びは教師の力量に比例すると私は思っております。

一昨年から教育委員会で作成しました指導力向上プログラムを各学校で実施しております。このプログラムは、基本的な授業のあり方を示したプログラムでありまして、少しずつではありますが、その効果はあらわれ始めていると認識しております。

少し時間を割いて説明させていただきますと、例えば学校に授業参観に来る、ふだんの授業をお見せくださいという申し出があったときに、ふだんの授業って一体どういうのをイメージすればふだんの授業なのかということは、先生方バラバラで、今まで認識しておりました。この指導力向上プログラムは、それをこんな形だとふだんの授業としていいのではないかと示したものでございます。課題を書いて、話し合わせて、まとめて、振り返させる。しかもその間で、途中ノートをしっかり取る。そして先生方は子供を一人一人、45分の中で褒めるというようなことでございます。

そして、本年度から、先ほどもお話ありました指導主事を配置していただきましたので、その指導力向上プログラムがきちんとなされているか、アドバイスができるようになりましたので、私、指導主事含めて学校回りをこれからしていきたいと考えております。

教師に力がなければ授業は変わりません。授業が変わらなければ子供たちも変わらない。そのことを肝に銘じながら、私自身取り組んでまいりたいと思っております。

最後の3点目は、幼児教育の充実です。今年度から各幼稚園とも3歳児から幼児教育を行っています。このことは、幼稚園3年間、小学校6年間、中学校3年間、計12年間を見通した教育が松島ではできるということでございます。これは、他の市町村に余りない例でございますので、この利点を最大限に生かした教育を展開していきたいと考えております。

幼児期は、直接的、具体的な体験を通して、その後の人間形成の基礎を養う時期でもあります。私たちの人間形成の一端は、幼児教育にあったかもしれません。そのことを重く捉えながら、教育委員会主導でこちらは元気力向上プログラムというのを作成しました。小学校は指導力向上プログラム、似ているんですが、この中には、幼稚園が登園してから帰るまでの間に、5つの指針を盛り込んで、活動を盛り込んで教育をしてくださいというものが示してあります。

1つは、ありがとう、ごめんなさいとか、そういった言語環境を整えてくださいということです。おはようございますもそうですね、さようならもそうです。

それから、体力増進をねらったダンスを取り入れてください。専門用語にダン育というのがあります。ダンスしながらリズム感を整える、体力を養う。

3つ目は、最後に、帰るときに必ず読み聞かせを行ってくださいと。これは言語環境を豊かにする。

4つ目は、第二の脳と言われる指先を使った作業を数多くさせてください。つまり、粘土遊び、あやとり、それから工作、そのようなものをたくさんさせてください。

それから、グローバルな子供を育てるために、英語遊びを導入していただきたい。英語教育につきましては、本年度から町からALT 2名配置していただきました。今までは1名でございました。2名配置していただきましたので、1名は中学校に配置しました。そして、専門的に教えていただくと。もう1名は、幼稚園、保育所、小学校、児童館に振り分けながら、英語教育といったらいいですかね、英語遊びといったらいいでか、そういうのを携わってもらっていると事でございます。

機会があれば、幼稚園が少しずつ変わっておりますので、見ていただくと大変ありがたなと思っております。教育となると、たくさんの要素がありますが、とりあえず、とりあえずというか、特にこだわった、私がこだわっている3点についてお話させていただきました。以上です。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ありがとうございます。

1つは、楽しくなければならぬ、もう1つは先生、教師の指導力向上、もう1つは幼児教育というようなことで、まさにこの新教育長の考え方が示されたわけでございます。そういう中で、こういうものが1つ1つ実行されると。そんな中で、施政方針の中で、こういうものも触れられているわけですね。新しい教育長さんは、自分なりの考え方もこれに入れながら、追加しながら、これからやっていきたいと、そういうことでありますね。

それで、この中で、先生は、2番目に入ろうとしているんですけども、1番目は、これから考えられる新教育長のこの施政方針ですか、それを期待するほかないわけですね。その中で、後からも言うんですけど、ALTがずっと今まで前教育長さんからも1名から2名にふやしてくださいというようなお願い事がかなりあってきたわけ。それを櫻井町長がやっぱり子供の教育は大切、特に英語の教育が大切、そういうことで2名にふやしているというよ

うなことの評価であります。そういうことで、この任期中の1つ1つの検証が、後で4年後にはなされるかもしれませんが、非常に期待するわけでありまして。先生は今、楽しくなければならぬ、その中にいじめはあると、あるというふうなことをおっしゃいましたね。私も、表面に出ないけれども、あるのではないかと、そういうことは感じております。恐らくあるでしょう。そういう中で、今回仙台市、この2年7カ月の間に3件も、それで毎日のように、このように新聞に出ているわけですね。ほかのところは、生徒から、友達から噂になって大きくなったり、親から訴えられたり、最初は学校の先生はそういう事実はないと、把握していないと、しかしながら、そういう外部からの言葉で、教育委員会が動いて、県のほうからも指導があるとか、そういう中で最終的には、そういうことがありましたと、そういうことがよくあるわけでしょう。やっぱり組織の中で生きてると、その同僚を守るという気持ちはわからないことはないんですよ。警察官しかり、先生もしかり、組織の中、役場職員もしかり、そうだと思うんですね。しかしながら、こういう事案というのが、子供たち、この小さいそういうときからふさがれたりなんかすると、一生傷として残るといふようなことがあると思うんですね。そういうことで、こういうものはやっぱり小さい、わかった時点から摘まなければならない。やっぱり把握して、対策をとっていかなければならないと思うんですね。先生は、あると今おっしゃいました。その対策、そういうものはどのように。松島は前教育長さんのときも、こういう趣旨の質問は各議員さんやっていると思うんです。いじめあるんですかと。委員会で、予算審議の中で、そういう話も出ていると思うんです。私の質問には、そのときは、幸いにしてないというふうにご答弁いただいておりますね。先生はあると、小さいながらも。どういう対策をとりながらこれから行くかなということで、お願い申し上げたいと思います。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） ご質問に答えたいと思います。

スタンス的には、いじめはあるという認識に立って、先生方に指導してもらいたい。ないということはないと思っておりますので、必ず子供でも大人でも、いじめのことはありますので、そういうスタンス。例えば机を並べなさいと言ったときに、並べないで2センチくらい離す、これをどう見るかと。これは、いじめと捉えるか、ただ単に離しているのかということで、先生方の捉え方が違いますので、私はそこを一定にしたいと思っております。あるんだということで。そうすると、2センチ離すことによって、あるんじゃないかとアンテナを立てて、注意して、指導が加えられていくと思っております。

そのほかとしては、意外と「刺し言葉」というのは、これが非常に危険でございます。例えば「うるせえ死ね」とか、「うざい」とか、そういう言葉が学校に蔓延しているようでは、いじめの温床になり得ります。そして、いじめが起きたときに、対症療法、何かいじめが起きた後に、何かしなければならないという、非常に労力も使うし、対保護者にもつらい思いをさせたりしますので、私としてはいじめが起こらない学校風土をつくりたいと、防止のほうに力を注ぎたい（「もう一回、学校の」の声あり）学校の風土です、学校の風土をつくりたいと思っております。そして、防止をするような形で、例えば今言った刺し言葉、こういうのを校長会のほうで禁止するようにしました。ただ、中学校については、これまでの経過もありますので、一概に部活動の関係とかありますけれども、特に人の心に刺すような言葉は慎むように、校長会で指導しております。

2つ目は、やっぱり道徳の時間でございます。道徳の時間は年間35時間ありますけれども、35時間で何ができるんだというような捉える先生方もいるんですが、信頼、友情、正義、勇気、思いやり、礼儀、こういうのを45分間しっかり学んだ子供たちは、また友達に対する態度も違ってきますので、校長会のほうにも道徳の授業をしっかりとやるように、道徳はただのお話会ではないということを伝えております。

それから、3つ目は、ちょっと毛色が変わるんですが、スマートフォン、つまり携帯電話、これを非常に私は危険視しているという言葉が悪いですけども、これを持った場合には、1つある程度のルールが必要だろうと。よく、スマートフォンで犯罪に巻き込まれるというようなお話を聞かれますし、現実にもそういうような事案もたくさんあります。そういうことがないように、子供たちについて研修会を持ったり、保護者にも持たせるときの注意を促したりしているところでございます。ちょっと古いデータで申しわけございませんが、スマホの所持率、去年の第一小学校、ちょっと偏った数字で申しわけないんですが、5年生、今の6年生ですかね、大体4割程度持っておりました。そして、お母様、お父様のスマホを使えば、もっとあれが上がります。新しいデータをこれから学校の校長先生方にとるようには指示はしますが、今のところそのくらいの数字だと。それから、入学と同時にスマートフォンの所持率が高く、ごめんなさい、小学校から中学校への入学、お祝いと称して、スマートフォンを預けられる親御さんがいます。非常に悩ましい問題も抱えていますけれども、正しい使い方について学校でもそろそろ立ち上がって、注意を促していかなければならないんじゃないかなと考えております。

それから、前後しますけれども、いじめがある、なしにかかわらず、命を絶つような行為は

あっては、私自身いけないのではないかと考えております。そのことも校長に伝えて、何か困ったときには、必ず大人、友達、誰でもいいから相談して、解決の糸口を探してほしいなと考えております。

いじめについての指導は多岐にわたりますが、今はとりあえず色川議員から質問あった部分で私なりにまたこだわっていた部分3点お話をさせていただきました。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ありがとうございます。

まさに、この多岐にわたるといってお言葉でございました。一番最初の刺し言葉、よく聞きますね。本当に今の子供は友達、親に対しても、友達感覚ではいいんですけれども、「あんた」とか、私たまに言われるんです、俺の育て方非常に悪いんですね。「あんた」って、こういうふうに、たまにポンと出てくるんですね。「何や」と、そういうことで、こういうものはちょっと恥ずかしいんですけど、皆さんの前に言うのはね、ある意味で言葉感覚いいのか、ばかにされているのかなというような言葉が。友達同士でもそういう言葉が非常にあるというようなことでありまして、平気で「おめえ、この野郎」とかね、そういうことを平気で言うような、言葉が乱暴になっている、そういうことも見受けられるようなことでございますね。ですから、「死ね」とかSNSとか、そういうもので拡散されながら、それでよく「死ね」「死ね」と、それが心に刺さり、最終的には命を絶つと。そういうことで、ちょっとこれ資料として見てみたら、どんなことで……、子供たちがちょっとインターネットや何かを見ると、すごいいじめによる自殺、自死というんですか、ただそればかりじゃないんですけどね、子供たち、小中高校生含めて、去年幾らぐらい子供たちが亡くなっているのかなと、そういうことをちょっと見てみたら、214名いるんですね、小中高で。小学校が4名、中学校が56名、高校生154名、それで、この3年間、25年、26年、27年、この3年間が全部240名、232名、214名。それで、一番多かったのは、何と、昭和50年です、50年。私が大学卒業したのは昭和47年です。ですから、私たちの3年、4年の後、4、5年後ですね。そのころは300人です、自殺。総体でね、小中で。これも、昭和57年、58年ごろまで続くんですよ。それからずっと減るんですね。そして、また今度どんどん、どんどんふえてくるんですね。この平成になって、この3年間、この4年間ですね、今が一番多いんですね。そういう状況の中に今差しかかっているということで、これはゆゆしき問題かなと。それで、どういった理由で亡くなって、死んでいるのかなと、自殺ですね。これ見ますと、家庭不和、それから、両親に怒られた、成績悪い、学業不振ですね、進路問題、それから先生との関係の悩みです

ね、それから、友人、それから悩み、いじめ、いじめを除くというのと、いじめ問題というのが別にあるんですね。そういう中で、あとはいろいろ云々とあります。その中で、統計上、中学生がこの中で一番人数多いのが友人との悩みです。友人関係との悩み。その次が、友人といじめ関係ですね。これ続くんです、やっぱり友達関係なんですよ。それから、両親に怒られた。いろんな意味であるでしょう。それから、学校の成績、これも、親に怒られるのはいろんな形あるけれども、成績悪いとか、勉強しないとか、よくあるじゃないですか。きつく言われたっけバットでたたかれたとか。そういうものを含めながら、そういうことで、こういうもので多くなっているのかなど。こういうことで、学校のことも、校内のことは先生が教育できると思うんですよ。しかし、家庭の中でまできなかなかにそういう指導はできないということでございまして、親の教育は先生からできませんと思うんですけれども、親たちに、子供に対する言葉遣いとか、そういう学校にいる間の先生は指導できると思うんですけれども、親にはどのようなお願いを先生はなさっているんでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） 親御さんについてのお願いというのは、やはり色川議員さんおっしゃるように、なかなか家庭まで入っていくというのは難しいんですが、ただ、例えば学校だより、それから家庭訪問、それから、道徳の授業で、いじめがあったときに家庭で考えてくださいというような課題を出して、返してもらうと。そういうような中で、少しずつ家庭でも友人関係、例えば先ほどお話したスマホの関係とかに注意を払っていただくように取り組んでいるところでございます。学校だけ、例えば校門から入って校門出るまでは、一応基本的には学校の管理下ということになるんですけれども、そこがきちんとなされても、家庭に帰るとちょっと崩れるということもありますので、いろんな場合を想定しながら、やっぱり保護者と協力して、運営している学校というのは非常に確固たる、きちんとした学校づくりなさっていますので、そういうところも考えながら、保護者には声を大にして、熱く語りかけようような方法でやっていきたいと。ただ、それでも間口がちょっと広いわけではございませんけれども、できるだけ家庭なくして子供の教育はあり得ませんので、そういうことを念頭に置きながら、各学校の校長先生、先生方と歩調を合わせていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） あとは、先生ですね、道徳教育を充実させたいというようなことをおっしゃいましたね。そういうことで、信頼、勇気、礼儀など、もっともっとありますけれども、

そういう中で、人によっては道德教育いるのかと、そういう人もいるんですね。私は絶対必要だと思うんですよ。こういう時代だからこそ。でも、反対だというようなこともちらっと聞くようなこともあるんですけども、そのような意見はどう思いますか。仮に父兄からそういうふうに言われた場合、どのようにお答えしますか。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） 道德教育は要らないというようなお話もよく聞きますが、まず、家庭で道德のことを、例えば礼儀とか、正義、勇気とかということをしなないとしたと仮定します。そうしたら、最後のとりでは学校しかありません。どこでこのような道德を教えるのかとなります。ですから、35時間といえど、しっかり先生方には教えていかなければならないと。家庭によっては、思いやりを重視する家庭もあるだろうし、正義・勇気を重視する家庭もあるだろうし、あとは黙ってガツンとげんこつする家庭もあるかもしれません。でも、大人になっていったときに、礼儀が欠けている家庭等も出てきたりするわけですよね。それを最後のとりである小中学校が全て道德の徳目を漏れなく指導するというスタンスに立ちますので、そういうのも保護者の方々に認識してもらおうということが、呼びかけるしかないと思います。そして、道德の授業というのは、意外と保護者も余り見たことないので、授業参観等で積極的に公開してもいいかなと私自身思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。

私も、先生のことも賛成でございますので、そういうのをどしどしやっていただきたい。

それから、最後に、この問題については、先生は今、英語遊びとおっしゃいましたね。非常にありがたい、ALTを2名に配置していただいたということでございます。私、実は平成27年12月に学校教育について、松島の長期総合計画の素案のもとで、学校教育のあり方といのを書いてありましたので、その中の2つ質問して、そのうちの1つがこの英語教育の充実をというようなことを質問させていただいたんですね。それは十分に結論はわかるというようなことなんですけど、なかなかその辺は、だからといってすぐにできるかと。なかなか難しいわけですよね。それで、このように今、特に最近はインバウンド、インバウンドというような松島は、仙台市を除いて松島一番来るんですから、外国人。もう英語から、中国語から、タイ語から、もうインターナショナルの言葉がドビドビ、こうペアっと入ってくるんですよね。せめて英語ぐらいは、こういう幼いころから、本当に幼児教育からなれ親しまないと、なかなか入ってこない。中・高・大とやっていてさっぱりわからないんですから。「ジ

ス イズ ア ペン」なんですよ。そんなものなんですよ。そういうことでは、やっぱりこれからの子供は仕事するのもやっぱり英語は必修、最低で。実は、私の勤めている会社、今度高校卒業する女の子がいるんですね。今まで交換留学生や何かで1カ月とか2カ月と外国に行きまして、それで「大学どこ行くんだ」って言ったら、「台湾に行きたい」と、台湾。「台湾で何するの」と、「中国語の勉強する」と。「英語はしゃべれますから」と。まあいっぱい行っていますからね。今、その子うちでアルバイト、まだ学校始まっていません。9月から学校始まるので、今うちの店でアルバイトしているんですけど、まあ非常に、台湾の学校っていうの普通、ちょっとびっくりしたんですね、ああ、それもいいだろうかと、本土の北京語と台湾語ではちょっと、若干違うということがあるんですけどもね、そういう向上心を持って台湾に行くと。それで何よりも、非常に今、格安航空券も出るので、国内感覚なんですよ。そういうことで、頑張れと言っているわけでございまして。この先生ですね、英語遊び、今実際にブライアンですか、一生懸命やっていただいた、もう彼も日本の国籍をとったんですかね。そういう感じで、今度2人のALTなんですけど、まあそういうことで、先生、英語遊びというのはどのようにお考えになっていますか。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） ちょっと訂正させていただきますけど、ブライアンは中学校、今入っています、マーティンというイギリス人が先ほど幼稚園、保育所のほうに入っております。歌遊びで、「ヘッド、ノウズ、イヤー」とかって、余り私は上手じゃないんですけど、こうやって遊んだり、英語で踊りながらリズム体操をしたりするようなどころでございまして。

幼稚園ですから、求めているのは、筆記とか文法とか、そういうものではなくて、耳でヒアリングですね。あと少し話せばいいかなと思っております。そして、最終的には、今産業観光課でなさっています子ども英語ガイド、こういう子が松島からたくさん出て、インバウンドで松島に来る外人のお手伝いができるば理想的かななんて思っております。

また、ちょっと1つだけ情報としてお知らせしたいと思うんですが、平成32年、2020年から英語が小学校で教科に入ります。教科に入るということは、通知表でも「優・良・可」になるのか、「よい・わるい」になるのかわかりませんが、そういう評価をしなければならないということで、そういう意味では、前倒しというところちょっと余りにも早過ぎるんですけども、そういう形で英語教育の充実が充てられればいいのかと、私自身考えております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） まさにそのことだと思うんです、私は。これは非常に大切な問題でありますね。それと同時に、子供たちはそういう幼児教育の中で育っていきますよね、英語遊びながら。今度は、学校に入りますと、学校の先生のこの力量、失礼ですけれどもね、まあ1、2年生、3年生までは対応できるでしょう。しかし、正式な教科になりますとね、そうはなかなかできなくなると。こうなりますと、その先生たちの力量をどのような水準まで伸ばすかと、そういうことが指針として当然持っていると思いますね。その辺の指導、学校の先生たちの認識というのはどういうものなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） 学校の先生の多くは、英語が教科化になると思って教員になったのは余りいません。（「もちろんそうですよね」の声あり）ここ10年ぐらいの文科省の動きによって、いよいよ小学校、まあ中学校は英語の先生いらっしやいますけれども、小学校にも英語が入ってくるということで、心配しておる反面、学校の先生対応が上手なので、研修会とか、たくさんしながらやっていきたいと思います。力量を上げていきたいと思います。

そして、先ほどお話したように、平成32年から一斉に教科化になりますので、2年間前倒しができる、2年間ですね、の間に前倒しができる。平成32年ですから、30年、31年ですね。松島町は、3校しか小学校ございませぬので、31年目でやるか、32年目でやるかということになりますけれども、できるだけ早いうちに計画を立てて、一緒にやらないと中学校に行ったらばらばらになりますので、一小が早くて、二小が遅くて、五小が一小と同じとかいうことがあると、中学校へ行くと大変困りますので、そこら辺のところも私の頭の中には入っておりますし、ちょうど後ろに三浦指導主事もいましたので、その準備を今から、これから始めようとしている段階でございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） もっとあるんですけれども、あと、今指導主事の話出ましたので、ここで指導主事の話に移らせていただきたいなと思いますけれども、指導主事、今まではこの主事は社会教育主事、指導主事があるということで、今までは松島町は社会教育主事がいたと。いらっしやって一生懸命頑張っていたいております。今回の施政方針にもこのように今年度は指導主事を入れるよと、そういうふうになったわけではありますが、この指導主事をお願いする、そういうきっかけになったもの、その理由、それは何なんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） さまざまな理由がありますけれども、各学校が抱える問題が多岐にわ

たるということになりました。例えばいじめ問題、それから、文書の意外と整理、そういうものが非常にたくさんの数をこなさなければならなくなりましたので、それから、英語も含めて先生方の指導力向上と。私一人だけでは考えをめぐらせても、実働なさっていただく人がいないとなれば、非常に困りますので、そういう意味では町に指導主事を置いていただいたというのは、非常にありがたいと。しかも、指導主事のお金というのは相当高いので、もう感謝し切れないぐらいありがたいことで、これから、私がやろうとしていた指導力向上プログラム、あと元気力向上プログラム、それから、生徒指導の問題、それから、先生方の力量アップというようなことを含めて、細かいところまで後ろに控えている三浦課長に働いていただこうと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ありがとうございます。

そういうことで、多岐にわたるといふようなことで、指導主事、ちょっとものの本を読むと大変なお仕事、広範囲にわたると。学校でいえば校長先生まで指導するといふような、ものの本に書いてますよ。すごい権力あるんだなど。だから給料高いのかなと。まあ、ものの本によると、教頭先生のくらのといふことでございますけど、そうなんですか。校長先生とか。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） 人事の件ではっきり申し上げるとも、いかがなもんだったかと思えますけど、隠し事ないようにお話しすると、校長同等職ということになっております。ですから、校長も指導できます。ただし、年齢が上の校長もいらっしゃいますので、もちろんリスペクトを持って指導に当たるといふようなスタンスをとります。ですから、場合によっては文書訂正、それからいじめがあった場合の指導、もちろん私と三浦課長は表裏一体で、2人で指導の方針を的確にしながら指導に当たっていくといふのは、いきながらやれるという立場でございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今までそういう仕事を教育長中心としてなされたわけですね。大変な、今いろんな問題も出てきて、学習指導要領も変わるから、どんどん変わって、教育も変わっていくと。そういう中で、この指導主事を、これも前々からお願いされていて、英断かなと思うんですけど、その辺町長、ちょっとここで出番でございますけれども、まあここ、やっぱり指導主事を入れなければならない、こういう時代に来たと思うんですね。そういう中で、

一番の要因、どのようなことで指導主事を入れると、こういうふうになりましたんでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 学校の先生というのは、えてして子供たちの指導というのは自分の仕事でしょうからできるんですけれども、子供たちの親までというと、なかなか先生方によってはおぼつかないところがあると。ですから、教職員の質を高めなければならない。そういったことが念頭にあって、教える先生がやっぱりそういった親御さんにもきちっと物事を言えて、やっぱりそのいじめとか、そういったものがないようにするための、だけではないんですけどね、先生方のまず質の向上というのが一番かなと思っています。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 質の向上、質の向上と、先生の質が上がれば、学業の成績が上がるとおっしゃいましたよね。小池教育長にも聞きました。松島の生徒の学力はいかがなんですかと。中ぐらいです。そんな悪くはないですというようなことがご答弁いただきました。本当なんですか。いや、これはちょっと別な意味でそういう話もあるので、あえて聞きました。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（内海俊行君） そのとおりでございます。ただし、劇的に変化すると、今度、来年になったら、県平均を超えると、全国平均を超えるというようなすごく劇的に変化するものではないです。ただし、先ほどもお話したように、優れた指導者には優れたやっぱり子供たちができます。スポーツの世界でも御存じかと思いますが、高橋直子選手が金メダルとったのは、小出監督という優れた指導者がいると。それと同じように、学校もそうだと思います。それだけに、後で私言った部分、評価が問われるんだとは思いますがけれども、きちんと先生方の力量を高めて、子供たち1点でも2点でも上がるように。ただし、見える数字だけじゃなくて、見えない学力、例えば根気強さとか、それから自立心とか、そういうのもあわせて評価していただければ、学校としては大変ありがたいと思います。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。

これ以上、抱負を聞くというようなことございまして、非常に期待を込めてこれから教育、松島の教育、本当にこの3月まで第一小学校の校長先生、「先生」なんて気軽に呼んでおりました、先生の部屋へ行くと、いつでもこんなに本がずらずらと並んでいましたね。いや、本当の読書家だなど、読書好きで、勉強家かなと、こういうふうな思いで見させていただ

て、今回教育長となられました。期待を込めて今後ともよりいい学校づくり、それで先生が言う楽しい学校でなければならない、まさにそうです。楽しくなければならないんですよ。それが学力向上とかなんかに全部つながるわけでございますので、最後に、こんなこと言って、三浦課長、議員の特権、これ一般質問の特権だと思いますので、今度指導主事になられました。一言お願い申し上げます。その目標、急に振りまして。

○議長（片山正弘君） 教育課長。

○教育課長（三浦 敏君） 松島町に、学校現場から指導主事が入ったということは、非常に大きなことだと思っています。まず、何ができるかというのは、まだまだ模索しているところなんです。先日第五小学校で指導主事訪問という仙台教育事務所から指導主事が来る学校訪問があったんですが、その事前の指導案というもの、検討会にも参加してきました。初めてのことだったと思います。まあ、やれることはあるんだろうなと思いながら、また、昨年度来町内で生徒指導関係でも発生したことについても、先ほど話題になっていましたけれども、校長先生初め現場の先生方がちょっと右往左往するような場面があったりするときに、やはりその現場の経験を生かしながら指導助言できるということの場面があるなど、自分なりのやれることがあるなということは、ここ2カ月でも実感をしているところです。多大な予算もかかっているということですので、非常に重責だというふうに思っております。先生方自身が委員会には自分たちの仕事を理解してくれる指導主事もいるんだということも思っていたくよう努力するとともに、指導力向上プログラムを中心とした先生方の本当に自信を持って授業ができるということ、ですから、単発で授業を見て、先生のいいところここだよ、悪いところここだよという、ただ指摘をするのではなくて、事前にいろいろ相談に乗ったり、事後にここよかったねというふうに声かけできるような指導主事を目指して、松島町の幼稚園を含めた子供たちも楽しい学校づくりに寄与できればと微力ながら尽力していきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 最後に、期待しておりますので、よろしく。きょうはありがとうございました。次長もよろしく願います。

○議長（片山正弘君） 色川議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。一般質問は継続中でございますが、本日の会議は以上をもちまして閉じたいと思います。一般質問は14日に延会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

本日の会議を終わります。延会します。再開は14日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後4時05分 散 会